

さくら市地域福祉計画

～ 市民主体・市民との協働による共に生きるまちづくり～

平成24年 3 月

さくら市

さくら市地域福祉計画では、「害」の文字は、「悪くすること」「わざわざ」という否定的な意味（「広辞苑」より）があるため、「障害者」のように「ひと」に関連して使用する場合に、「害」を使用することは人権尊重の観点からも好ましくないと考え、市民に対して不快感を与えないように標記を改めています。

標記を変更しないもの

- ・ 法令や条例に基づく制度や施設名等の名称
- ・ 組織名
- ・ 事業等の固有名詞
- ・ 医学的な専門用語として漢字が適当な場合

はじめに

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化など、社会情勢や家庭環境が大きく変化する中で、これまで、地域社会が持っていた個人と地域の「きずな」が希薄となり、人と人とがふれあい、お互いに支え合う機会が少なくなっています。



こうした状況は、子どもや高齢者への虐待などに気づきながらまわりの人が手を差し伸べられない為に事態が深刻化したり、一人暮らしの高齢者や障がい者・子育て中の保護者に、不安や孤立感を抱え一人で悩む人が増えるなど、何らかの支えを必要とする人々に、さまざまな影響を及ぼしています。

住みなれた地域で、安心して健やかに暮らしていくことは誰もが願うことであり、そのためには、地域住民やボランティア、NPO等の団体と行政が協働し、それぞれが役割分担をしながら地域の多様な課題の解決に取り組んでいく必要があります。

そこで、本市では「市民主体・市民との協働による共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、「市民がつくる福祉のまち」「気軽に相談できて支援を受けられるまち」「地域で支え合うまち」「暮らしに安心を感じられるまち」の4つを目標として、さくら市地域福祉計画を策定しました。

計画策定に当りましては、「市民と行政が協働により進める計画」とするため、地域福祉意向調査を実施し、市民の皆様からいただいた多くのご意見を、本計画に反映させていただきました。

本計画は、地域福祉を推進する為の市民と行政の取り組みについてまとめたものがあります。市といたしましては、この計画に基づき、地域の一人ひとりが主役となり支え合いながら、誰もが安心していきいきと暮らすことのできるまちづくりをめざして、取り組んでまいります。

計画の策定にあたり、御協力をいただきました計画策定委員会委員、作業部会委員の方々をはじめ、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 24 年 3 月

さくら市長 人見 健次

(裏白)

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
(1) 地域福祉とは	1
(2) 計画策定の背景	1
(3) 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
(1) さくら市地域福祉計画策定委員会	6
(2) さくら市地域福祉計画策定作業部会	6
(3) 市民意向の把握	6
5 地域のとらえ方.....	7
第2章 地域福祉を取り巻く現況と課題.....	8
1 さくら市の現状.....	8
(1) さくら市の位置と地勢	8
(2) 総人口・世帯数の推移	9
(3) 高齢者数等の推移	10
(4) 児童数の推移	11
(5) 障がい者(児)等数の推移	12
2 市民の福祉意識の状況.....	16
(1) 地域福祉に関する意識調査結果	16
(2) 市民の地域福祉に関する意識の整理	22
3 福祉関係団体の活動状況.....	23
(1) さくら市社会福祉協議会	23
(2) 福祉関係ボランティア団体	24
4 地域福祉の推進に向けた課題.....	26

第2部 各論	27
第1章 計画の内容	27
1 基本理念	27
2 これからの地域福祉社会のあり方	29
3 地域福祉推進の基本目標	30
4 施策体系	31
5 基本目標の実現に向けた基本施策	32
【基本目標1】 市民がつくる福祉のまち	32
(1) 互いを思い合うこころづくり	32
(2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり	33
(3) 地域活動の推進	33
【基本目標2】 気軽に相談できて支援を受けられるまち	35
(1) 相談しやすい体制づくり	35
(2) 誰もが情報を得られる環境づくり	36
【基本目標3】 地域で支え合うまち	37
(1) 地域ぐるみの活動の推進	37
(2) 地域ニーズに応じた支援サービスづくり	38
【基本目標4】 暮らしに安心を感じられるまち	39
(1) 災害時等緊急時の備えと対応	39
(2) 防犯・交通安全の推進	40
(3) 移動の利便性と安全性の向上	40
(4) 住みやすいまちづくり	41
第2章 計画の実現に向けて	42
1 地域福祉意識の普及啓発	42
2 協働による計画の推進	42
3 計画の進行管理	42
第3部 資料編	43
1 さくら市地域福祉計画策定委員会設置要綱	43
2 さくら市地域福祉計画策定経過	47
3 用語説明	48

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、社会福祉法 第1条において「地域における社会福祉」として位置付けられ、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるように自立を支援するものです。

これまでも公的な福祉サービスの提供により自立支援が進められてきましたが、各サービスの隙間となる部分については、地域における助け合い、支え合いがありました。

そのような市民が主体となっていて行われている活動、あるいは市民と行政との協働による取り組みなど、地域における助け合いが地域福祉であると考えられます。

誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことのできる社会を実現することは、すべての市民の願いです。市民一人ひとりが地域社会の一員として尊重されながら自己決定に基づく自立した生活ができること、また、自らの努力だけでは自立した生活が維持できない場合には、社会連帯の考え方に立ってお互いに支援すること、すなわち、誰もが社会に貢献しながら共に生活し、互いに助け合うことができるような、地域ごとに個性のある取り組みを積極的に行うことが地域福祉の推進と言えます。

(2) 計画策定の背景

社会福祉法第4条では、福祉サービスを必要とする方が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域住民、福祉事業者、福祉活動団体が相互に協力し、地域福祉の推進に努めることとされています。

さくら市においても、行政による各種の福祉サービスの提供を進めるとともに、民生児童委員協議会、行政区長会、さくら市社会福祉協議会(地域福祉ネットワーク会、地区社協)、いきいきクラブ連合会、障がい者団体、ボランティア団体等の地域団体、社会福祉法人などの福祉に関連する団体や個人により、多様な福祉活動が進められてきました。

しかし、平成21年度に実施した市民意識調査では、さくら市第1次振興計画の38の政策の中で、「市民福祉の充実」「高齢者福祉の充実」「障がい者(児)福祉の充実」

「子育て環境の充実」「社会福祉の充実」の満足度の評価はいずれも平均値を下回り、今後の政策の重要度の意向ではいずれも平均値を上回っています。

平成22年度に実施した「さくら市地域福祉に関する意識調査」では、地域の民生委員・児童委員、さくら市社会福祉協議会の認識はされていますが、地域福祉に関する情報提供が少ないこと、近所付き合いが希薄化していること、災害時等の緊急時の対応についての不安などがあげられています。

(3) 計画策定の目的

地域住民相互のつながりを深め、ともに考え、理解し、活動していくという「共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」の精神をより多くの市民が共有し、市民が主体となり、市民と行政の協働による地域福祉活動により、多様な福祉ニーズに対応できるまちづくりを進めるため、さくら市地域福祉計画を策定しました。

社会福祉法における法的根拠(条文)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

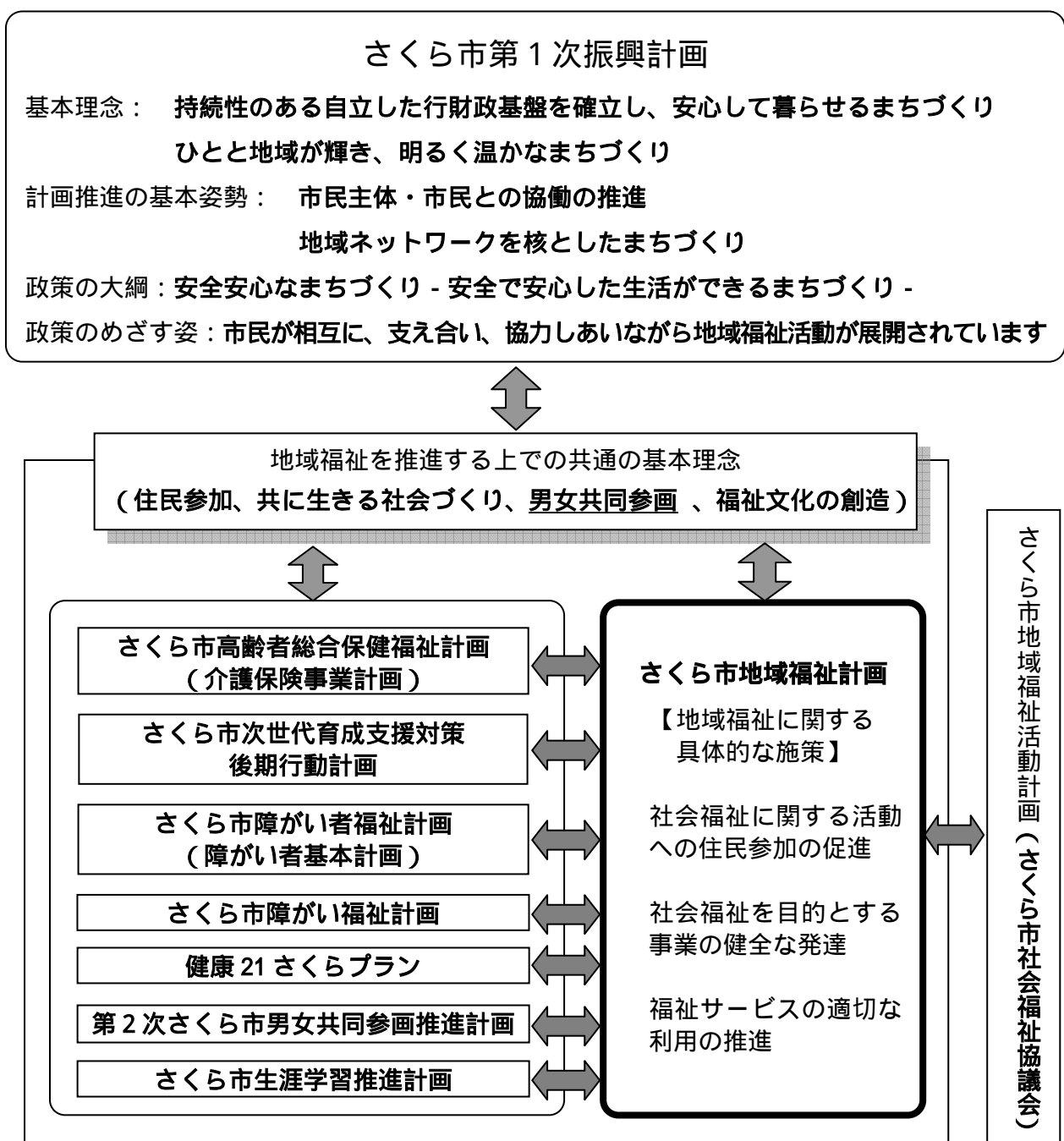
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に定められている市町村地域福祉計画として策定するものであり、さくら市第1次振興計画のまちづくりの「基本理念」「計画推進の基本姿勢」「政策の大綱」における「政策のめざす姿」の実現に向けた計画です。

また、福祉分野など関連分野の各計画との整合性を図ります。

さらに、さくら市社会福祉協議会において、市民が主体となって地域の福祉活動を進める計画として策定する「さくら市地域福祉活動計画」と連携を図ります。



「 」第3部資料編に用語説明記載有

「さくら市地域福祉計画」と「さくら市地域福祉活動計画」の関係

区 分	さくら市地域福祉計画	さくら市地域福祉活動計画
作成主体	さくら市（行政）	さくら市社会福祉協議会（民間）
計画の考え方	市民と行政の基本計画	市民・団体・事業者と社会福祉協議会の活動計画
内 容	基本理念、基本目標、基本施策	具体的な活動内容

社会福祉法における法的根拠（条文）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画期間

この計画は、平成24年度から平成28年度までの5か年計画とし、平成28年度に見直しを行い、平成29年度から平成33年度までの次期計画を策定します。

本計画及び関連計画の計画期間

年 度	24	25	26	27	28
さくら市地域福祉計画	←—————→				
					見直し
さくら市地域福祉活動計画 (平成29年度まで)	策 定	←—————			
さくら市第1次振興計画	—————→				
さくら市高齢者総合保健福祉計画 (介護保険事業計画)	←—————→				
さくら市次世代育成支援対策 後期行動計画	—————→				
さくら市障がい者福祉計画 (障がい者基本計画)	—————→				
さくら市障がい福祉計画	←—————→				
健康21さくらプラン (平成29年度まで)	—————				
第2次さくら市 男女共同参画推進計画	—————→				
さくら市生涯学習推進計画	←—————→				

4 計画の策定体制

(1) さくら市地域福祉計画策定委員会

関係団体代表者、保健及び福祉関係者、市民代表者、議会関係者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(2) さくら市地域福祉計画策定作業部会

関係団体、地域福祉に係る庁内関係各課等により作業部会を設置し、計画内容の検討を行いました。

(3) 市民意向の把握

地域福祉に関する意識調査の実施

平成22年度において、市民の福祉意識や地域生活、日々の生活課題に関する意識等の調査を実施しました。

調査の実施概要

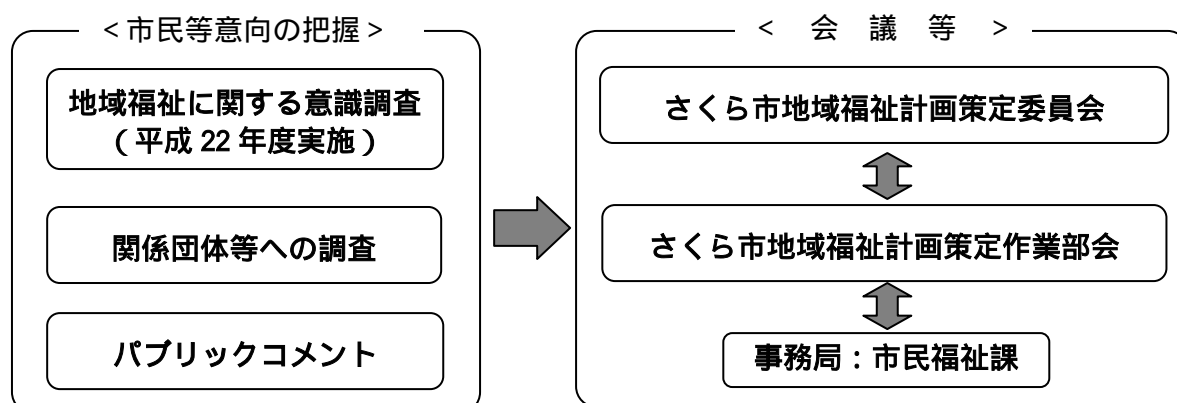
項目	内容
調査対象者	さくら市にお住まいの20歳以上の方から無作為抽出 3,000人
調査方法	郵送による配布、回収
調査実施結果	・配布数 3,000件 ・回収数 1,312件 ・回収率 43.7%
調査実施期間	平成22年12月20日～平成23年1月20日

関係団体等への調査の実施

地域福祉活動に関連する団体等について、活動状況や今後の活動意向について把握するため調査を実施しました。

パブリックコメントの実施

さくら市地域福祉計画(案)について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。



「 」第3部資料編に用語説明記載有

5 地域のとらえ方

身近な地域を単位とする福祉活動は、民生委員・児童委員、行政区長による地域の把握活動、さくら市社会福祉協議会による地域福祉ネットワーク会・地区社協の活動等が行われています。

自治会の単位では災害時に要援護者の安否確認や避難支援を行う役割を担っているほか、小学校区の単位では下校時のパトロール活動も行われています。

地域における暮らしやすさや安心感を高めるとともに、必要とされる支援活動を市民が主体的に継続的に行えるようにするためには、人、設備、施設、情報などの資源の状況に合わせて、対応が望ましい地域単位を検討する必要があります。

このようなことから、福祉活動を展開する地域の単位は、必要とされる支援内容や活動の実施体制に合わせて、身近な地域を対象とする単位、(旧)小学校区の地域を対象とする単位、中学校区の地域を対象とする単位、市全体の地域を対象とする単位などを設定します。



第2章 地域福祉を取り巻く現況と課題

1 さくら市の現状

(1) さくら市の位置と地勢

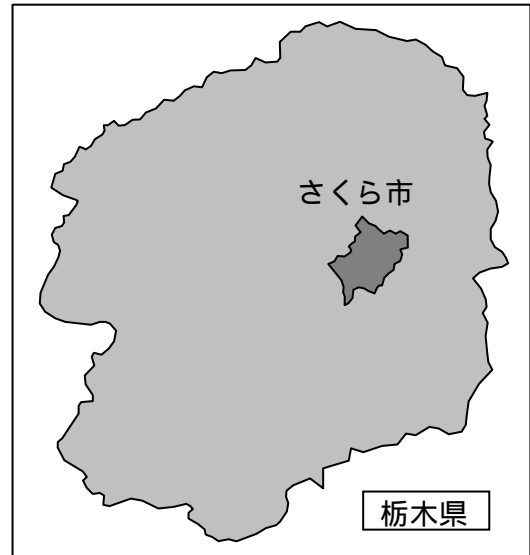
さくら市は、栃木県のほぼ中央部のやや北東に位置し、宇都宮市、塩谷町、矢板市、大田原市、那珂川町、那須烏山市、高根沢町と接しています。

交通は、東北縦貫自動車道、国道4号、国道293号、JR東北本線等が通っています。

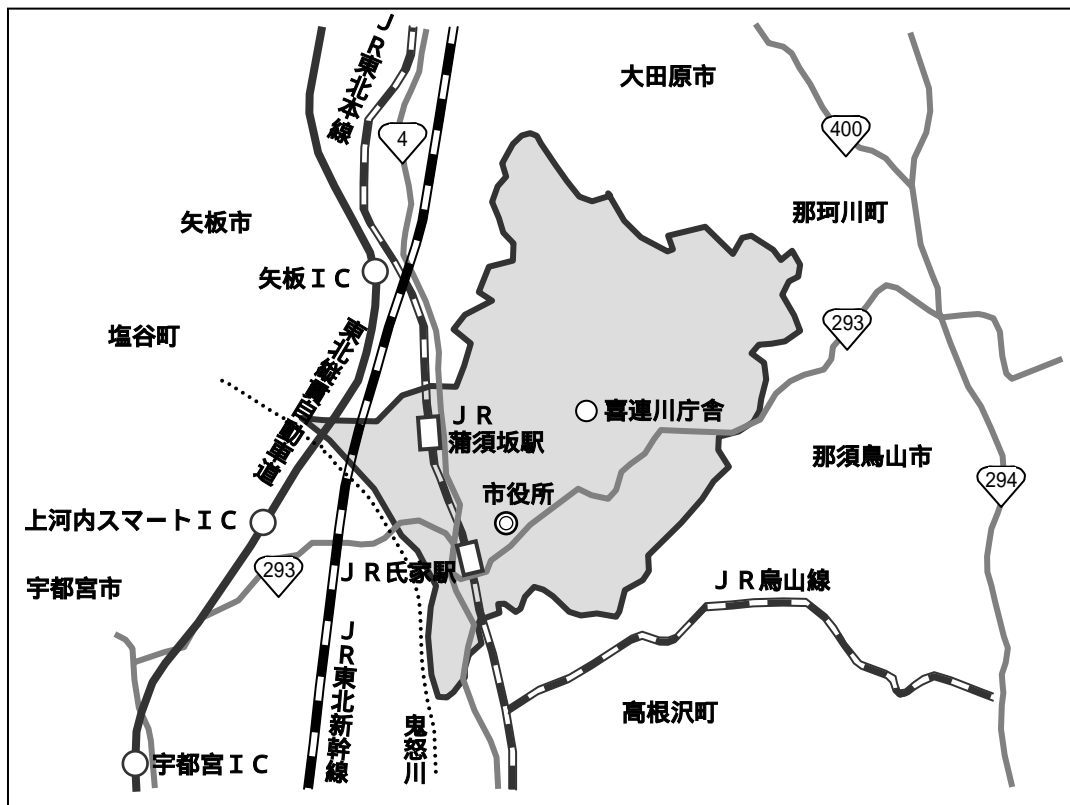
鬼怒川の左岸に位置し、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵部を範囲とする、清流と緑の自然に恵まれた地域です。

温泉をはじめとして、豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史など、観光資源を有しています。

さくら市の位置図



さくら市の概略図



(2) 総人口・世帯数の推移

総人口は近年の宅地開発や企業の進出により増加傾向にあり、平成19年の42,163人から平成23年の43,899人へと1,736人の増加となっています。

世帯数も増加傾向にあります。単身等世帯転入者の増、核家化の傾向がみられ、平均世帯人数は平成19年の3.0人から平成23年の2.8人へと減少しています。

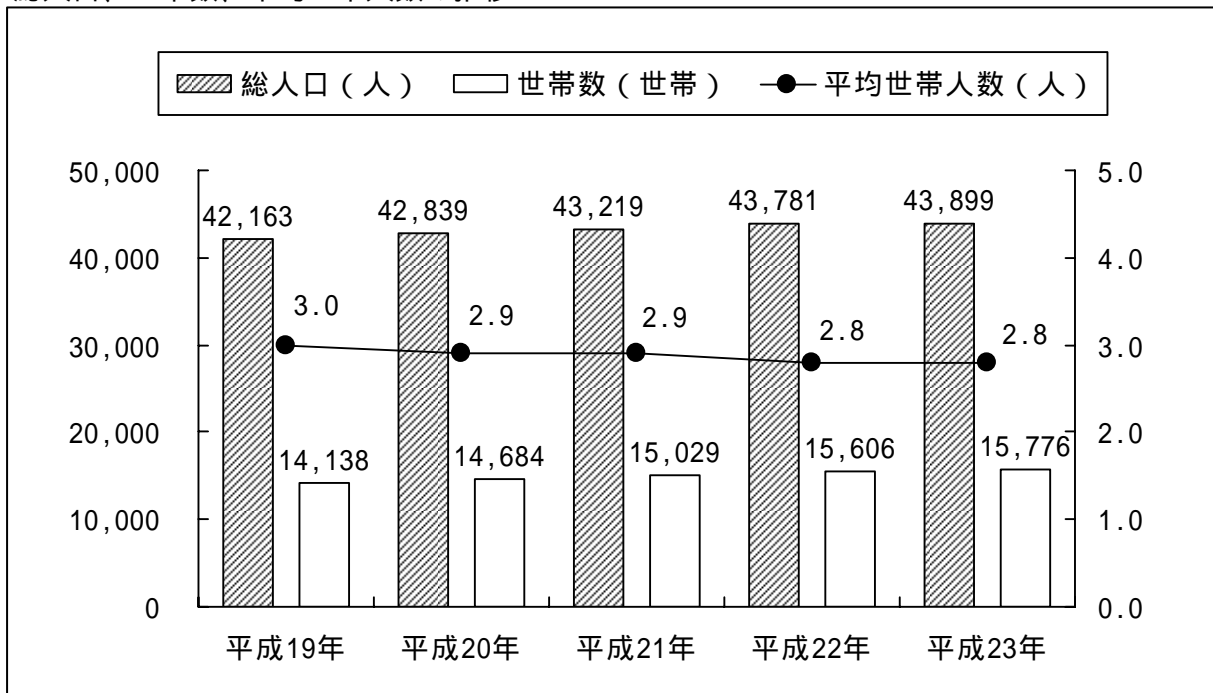
人口・世帯数の推移

各年4月1日現在

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総人口	42,163人	42,839人	43,219人	43,781人	43,899人
0～14歳 (年少人口)	6,384人	6,509人	6,531人	6,541人	6,573人
15～64歳 (生産年齢人口)	27,343人	27,699人	27,914人	28,312人	28,307人
65歳以上 (高齢者人口)	8,436人	8,631人	8,774人	8,928人	9,019人
世帯数	14,138世帯	14,684世帯	15,029世帯	15,606世帯	15,776世帯
平均世帯人数	3.0人	2.9人	2.9人	2.8人	2.8人

資料：住民基本台帳

総人口、世帯数、平均世帯人数の推移



(3) 高齢者数等の推移

高齢者数は、平成19年の8,436人から平成23年の9,019人へと583人増加していますが、高齢化率は平成19年の20.0%から平成23年の20.5%へと0.5ポイントの微増となっています。

高齢者世帯の状況は、平成23年4月1日現在、高齢単身世帯が447世帯、高齢夫婦世帯が139世帯となっています。

高齢者数・高齢化率の推移

各年4月1日現在

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢者数	8,436人	8,631人	8,774人	8,928人	9,019人
65～74歳	4,302人	4,344人	4,422人	4,457人	4,438人
75歳以上	4,134人	4,287人	4,352人	4,471人	4,581人
総人口	42,163人	42,839人	43,219人	43,781人	43,899人
高齢化率	20.0%	20.1%	20.3%	20.4%	20.5%

資料：住民基本台帳

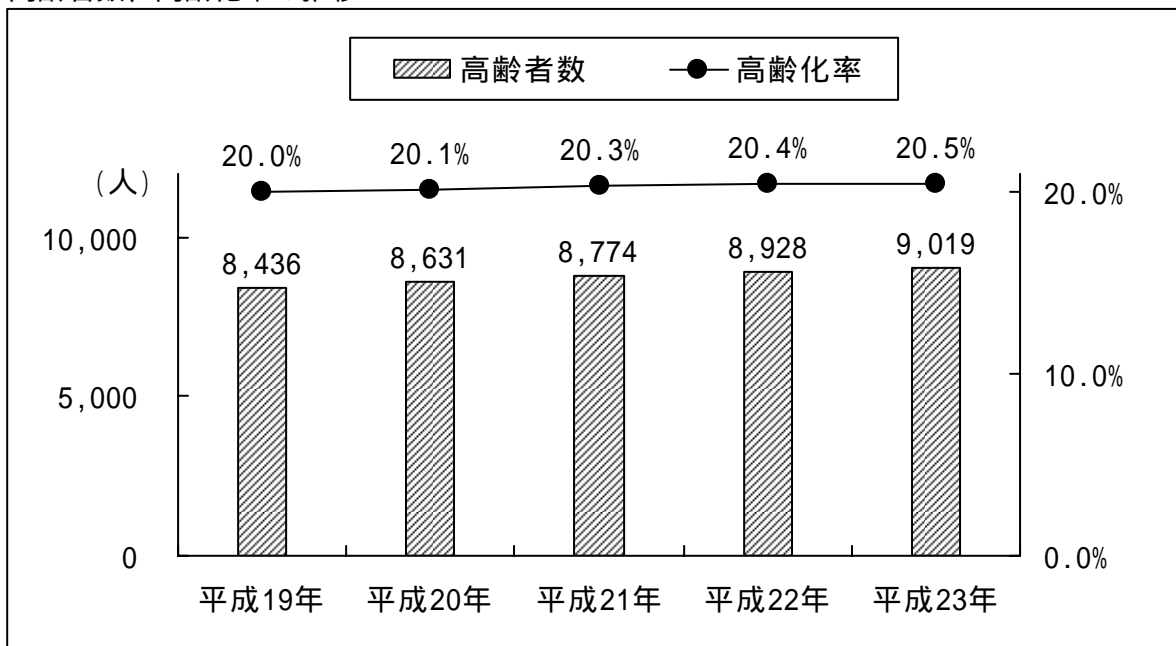
高齢者世帯の推移

各年4月1日現在

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
高齢単身世帯	478世帯	450世帯	435世帯	432世帯	447世帯
高齢夫婦世帯	138世帯	162世帯	151世帯	139世帯	139世帯

資料：高齢対策課

高齢者数、高齢化率の推移



(4) 児童数の推移

児童数は、平成19年から平成21年にかけて増加していましたが、平成21年の7,900人から平成23年の7,851人へと49人減少しています。

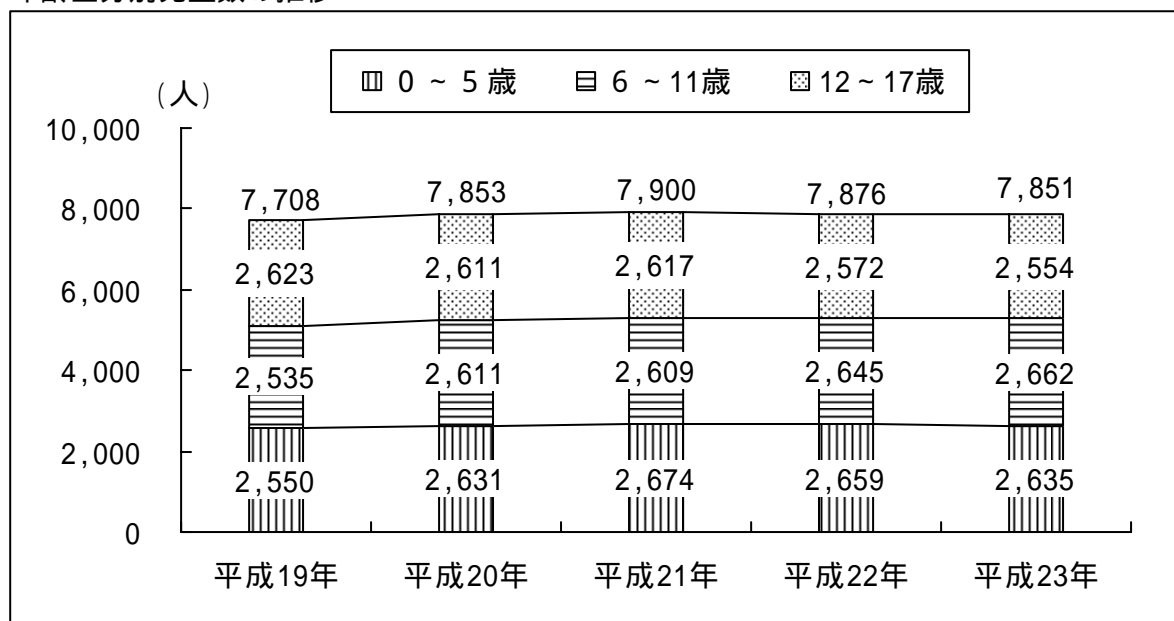
児童数の推移

各年4月1日現在

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
0～5歳	2,550人	2,631人	2,674人	2,659人	2,635人
6～11歳	2,535人	2,611人	2,609人	2,645人	2,662人
12～17歳	2,623人	2,611人	2,617人	2,572人	2,554人
合 計	7,708人	7,853人	7,900人	7,876人	7,851人

資料：住民基本台帳

年齢区分別児童数の推移



(5) 障がい者(児)等数の推移

身体障がい者(児)

身体障害者手帳所持者数は、平成19年の1,442人から平成21年の1,457人へと15人増加しましたが、平成23年は1,391人で平成21年から66人の減少となっており、65歳以上での減少が中心となっています。等級別(平成23年4月1日現在)では、1級が26.1%、障がい別では肢体不自由が半数を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移

各年4月1日現在

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
手帳所持者数	1,442人	1,434人	1,457人	1,443人	1,391人
18歳未満	18人	18人	19人	16人	14人
18～64歳	491人	486人	471人	479人	476人
65歳以上	933人	930人	967人	948人	901人
総 人 口	42,163人	42,839人	43,219人	43,781人	43,899人
対 人 口 比	3.4%	3.3%	3.4%	3.3%	3.2%

資料：市民福祉課

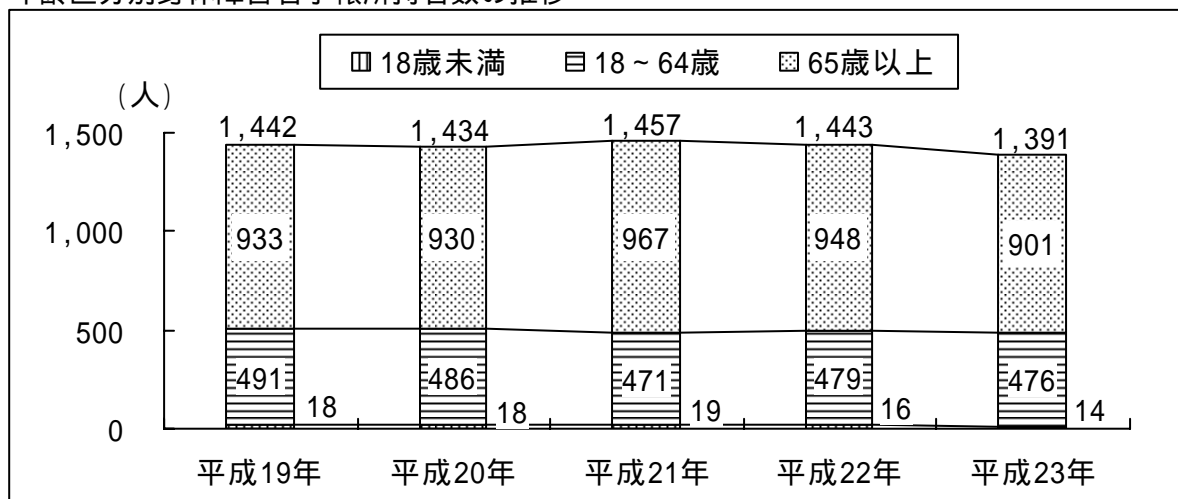
等級別身体障害者手帳所持者数

平成23年4月1日現在

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視 覚	29人	25人	7人	6人	14人	7人	88人
聴 覚・平 衡	0人	45人	20人	45人	0人	34人	144人
音 声・言 語・そ し ゃ く	0人	0人	7人	7人	0人	0人	14人
肢 体 不 自 由	92人	156人	123人	220人	129人	55人	775人
内 部	203人	0人	24人	73人	0人	0人	300人
複 合	40人	21人	7人	2人	0人	0人	70人
合 計	364人	247人	188人	353人	143人	96人	1,391人
構 成 比	26.1%	17.8%	13.5%	25.4%	10.3%	6.9%	100.0%

資料：市民福祉課

年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は、平成19年の211人から平成23年の245人へと34人の増加となっています。程度別（平成23年4月1日現在）では、B 1（中度）が34.7%、A 2（重度）が28.6%、B 2（軽度）が21.6%となっています。

療育手帳所持者数の推移

各年4月1日現在

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
手帳所持者数	211人	214人	217人	228人	245人
18歳未満	49人	49人	50人	58人	62人
18～64歳	146人	149人	146人	147人	159人
65歳以上	16人	16人	21人	23人	24人
総 人 口	42,163人	42,839人	43,219人	43,781人	43,899人
対 人 口 比	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%

資料：市民福祉課

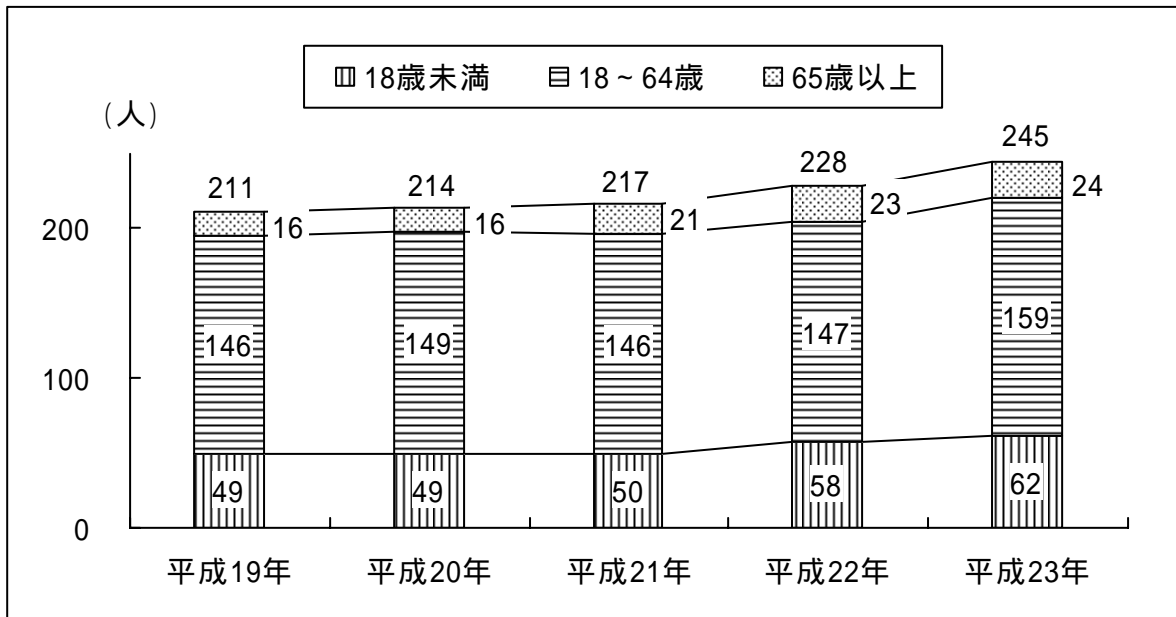
程度別年齢別療育手帳所持者数

平成23年4月1日現在

区 分	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	A	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	B	合 計
手帳所持者数	36人	70人	1人	85人	53人	0人	245人
18歳未満	8人	13人	0人	21人	20人	0人	62人
18～64歳	26人	46人	0人	55人	32人	0人	159人
65歳以上	2人	11人	1人	9人	1人	0人	24人
構 成 比	14.7%	28.6%	0.4%	34.7%	21.6%	-%	100.0%

資料：市民福祉課

療育手帳所持者数の推移



精神障がい者

精神保健福祉手帳所持者数は、平成19年の86人から平成22年の112人へと26人増加しましたが、平成23年は108人で平成22年から4人の減少となっています。

また、等級別(平成23年4月1日現在)では、2級が64人で約6割を占めています。

自立支援医療費受給者数(精神通院)は、平成22年の305人から平成23年の281人へと24人の減少となっています。

精神保健福祉手帳所持者数の等級別推移

各年4月1日現在

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
手帳所持者数	86人	85人	99人	112人	108人
1 級	22人	15人	18人	20人	20人
2 級	40人	43人	54人	63人	64人
3 級	24人	27人	27人	29人	24人
総 人 口	42,163人	42,839人	43,219人	43,781人	43,899人
対 人 口 比	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%

資料：市民福祉課

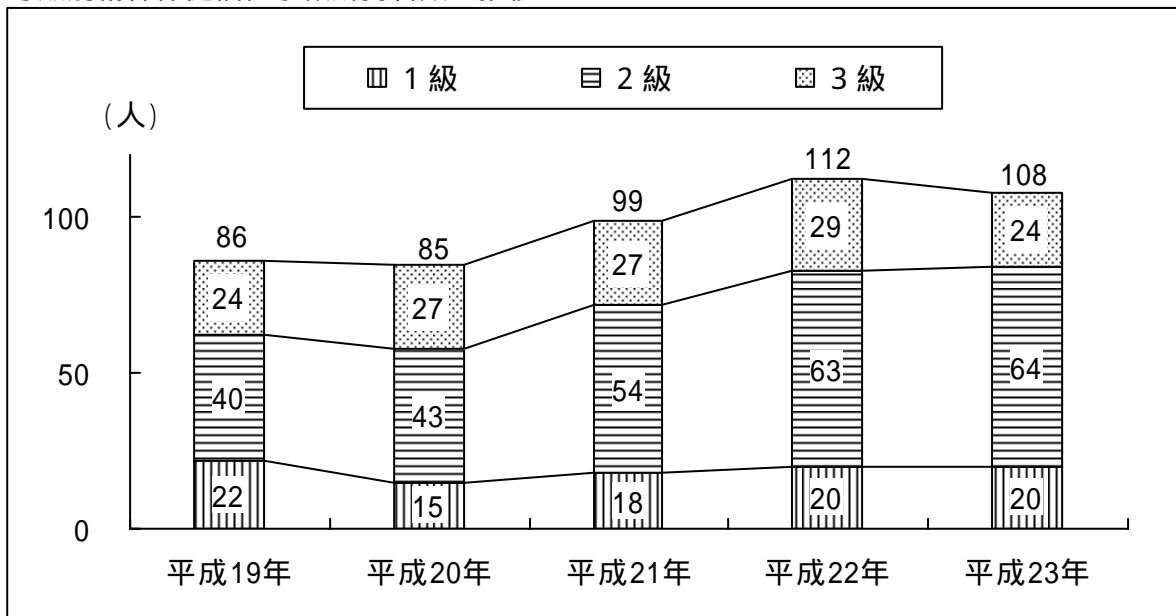
自立支援医療費受給者数の推移(精神通院)

各年4月1日現在

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
受 給 者 数	246人	298人	281人	305人	281人
総 人 口	42,163人	42,839人	43,219人	43,781人	43,899人
対 人 口 比	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%

資料：市民福祉課

等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移



難病 患者

特定疾患 医療受給者証交付者数は、平成19年の205人から平成22年の242人へと37人増加しましたが、平成23年は239人で平成22年から3人の減少となっています。

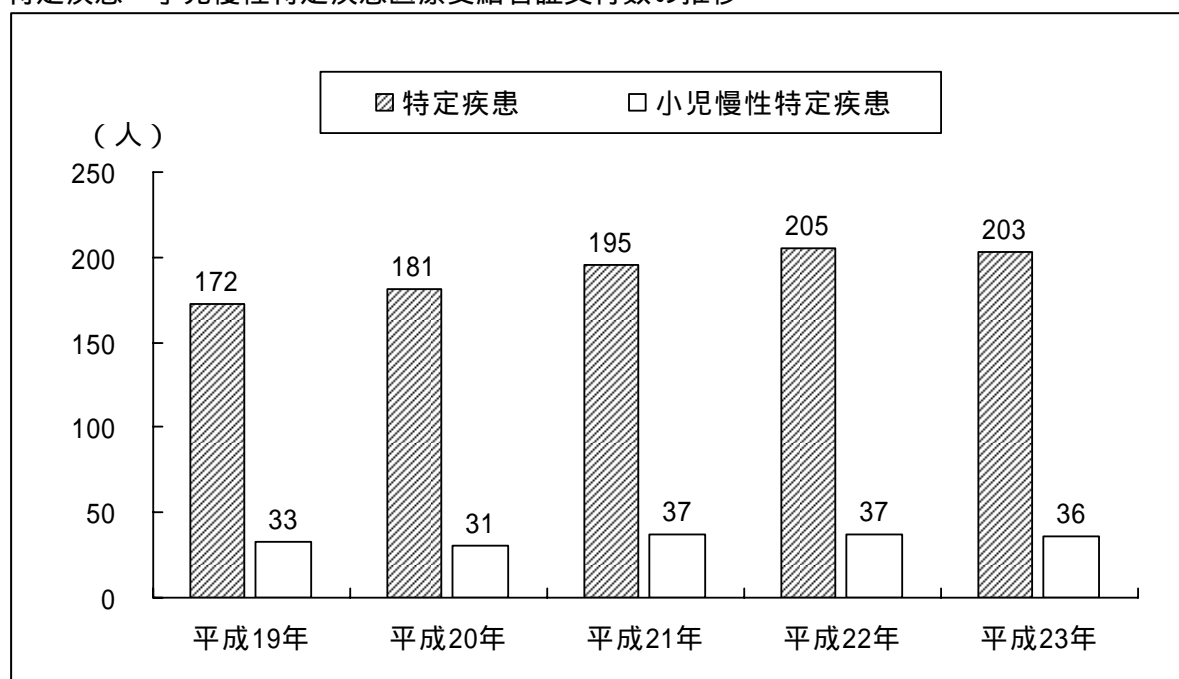
特定疾患医療受給者証交付数の推移

各年4月1日現在

区 分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
受給者証交付者数	205人	212人	232人	242人	239人
特定疾患	172人	181人	195人	205人	203人
小児慢性 特定疾患	33人	31人	37人	37人	36人
総 人 口	42,163人	42,839人	43,219人	43,781人	43,899人
対 人 口 比	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%

資料：市民福祉課

特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者証交付数の推移



2 市民の福祉意識の状況

(1) 地域福祉に関する意識調査結果

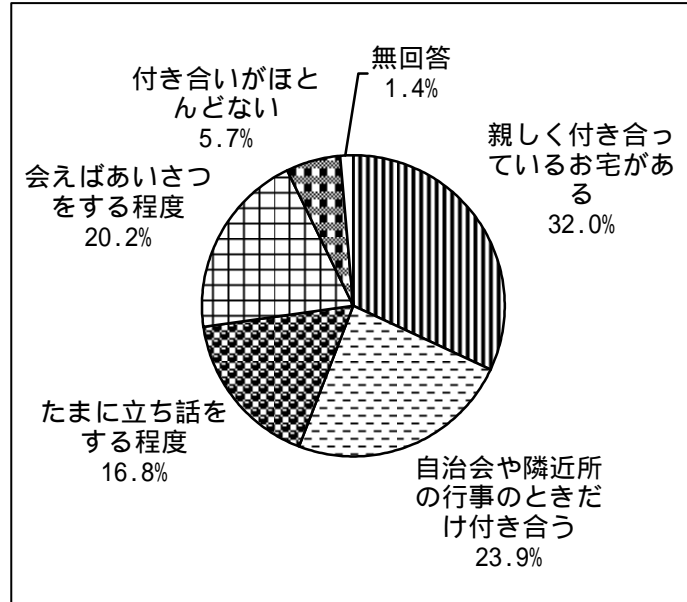
近所付き合いの程度

近所付き合いの程度は、近所と「親しく付き合っているお宅がある」が31.9%となっています。

一方、「付き合いがほとんどない」は5.7%と低くなっています。

近所付き合いの程度

総数 = 1,312



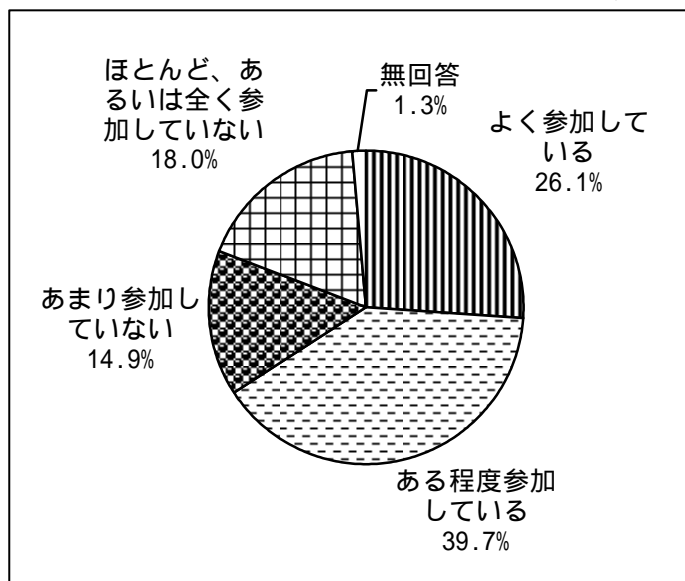
自治会行事への参加状況

自治会行事への参加状況は、「よく参加している」が26.1%、「ある程度参加している」が39.8%であり、これらを合わせ65.9%（864人）が自治会行事に参加しています。

一方、「あまり参加していない」が14.9%、「ほとんど、あるいは全く参加していない」が18.0%であり、これらを合わせ32.9%（431人）が自治会行事にあまり参加していません。

自治会行事への参加状況

総数 = 1,312

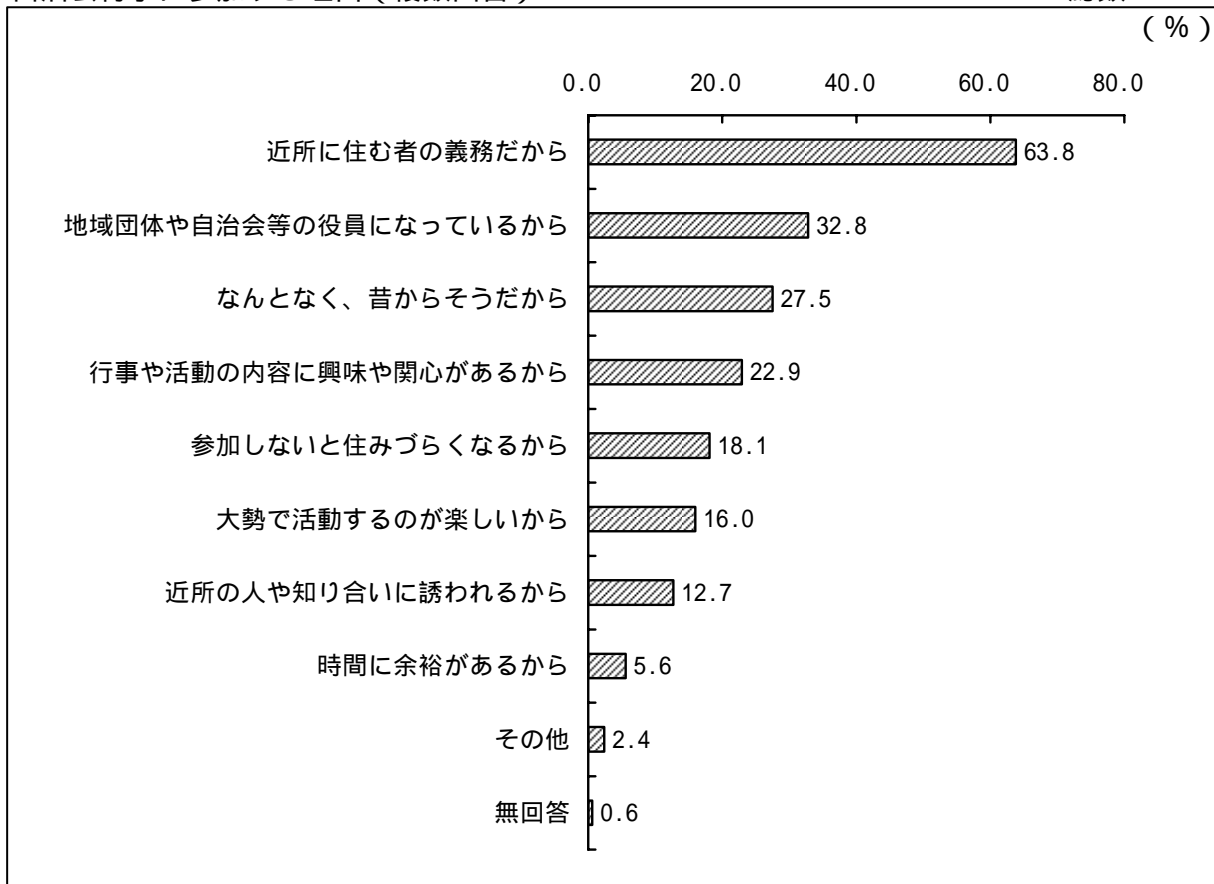


自治会行事に参加する理由

自治会行事に参加している方(864人)の理由は、「近所に住む者の義務だから」が最も高く63.8%、次いで「地域団体や自治会等の役員になっているから」が32.8%、「なんとなく、昔からそうだから」が27.5%となっています。

自治会行事に参加する理由(複数回答)

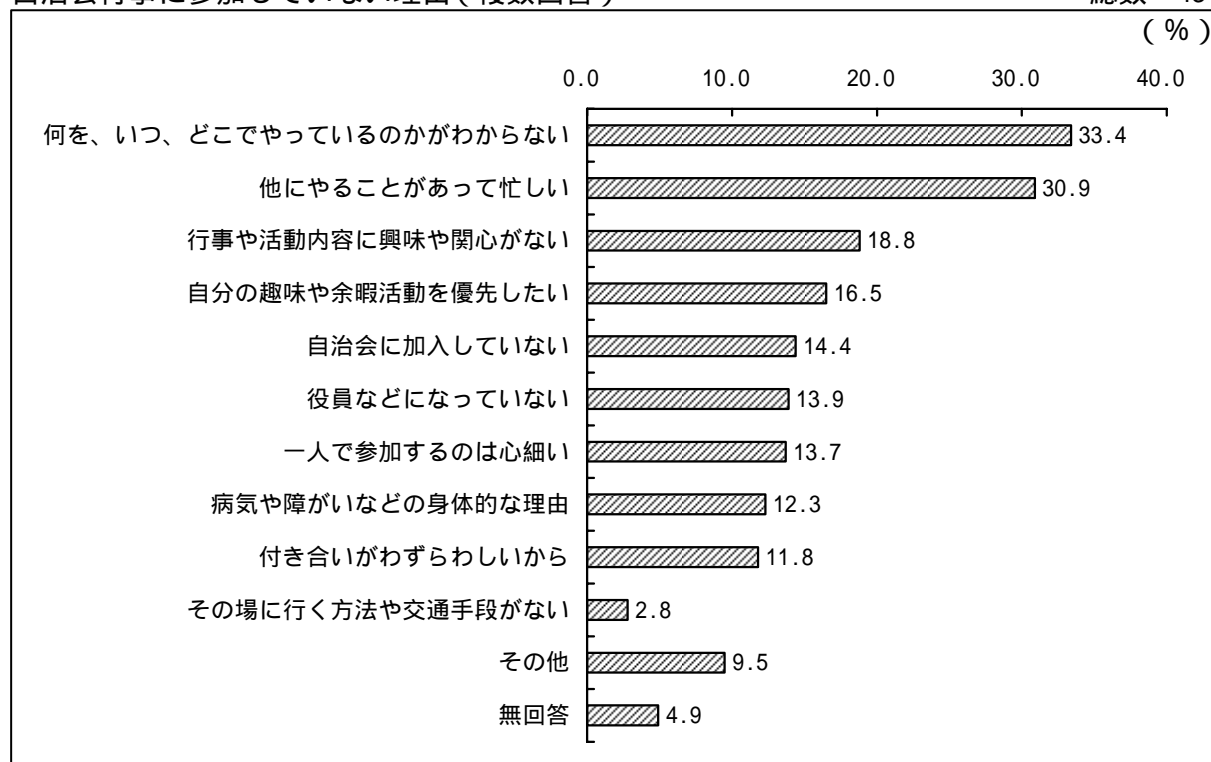
総数 = 864



自治会行事に参加していない理由

自治会行事に参加していない方（431人）の理由は、「何を、いつ、どこでやっているのかがわからない」が33.4%、「他にやることがあって忙しい」が30.9%、「行事や活動内容に興味や関心がない」が18.8%となっています。

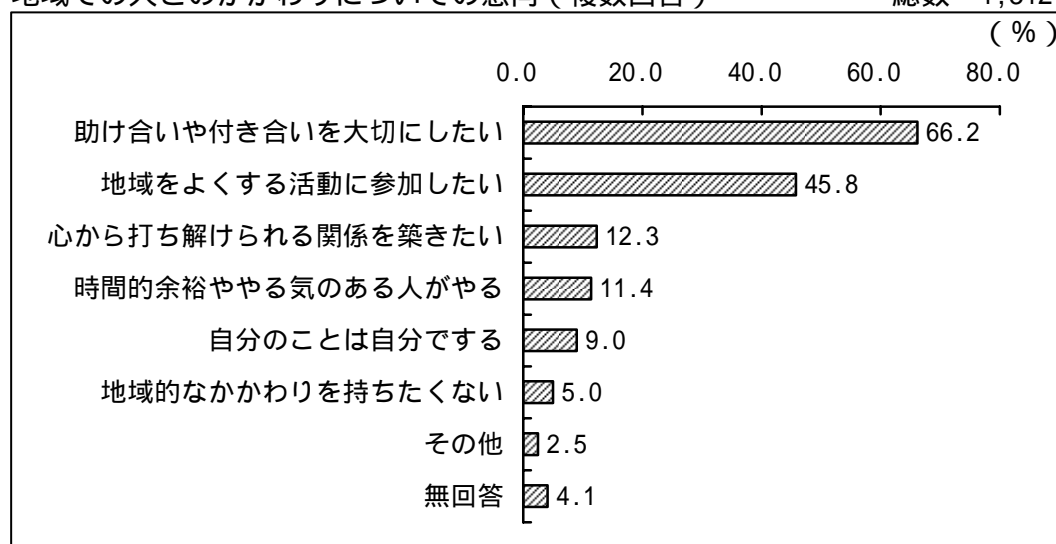
自治会行事に参加していない理由（複数回答） 総数 = 431



地域での人とのかかわり

地域での人とのかかわりについての意向は、「助け合いや付き合いを大切にしたい」が最も高く66.2%、次いで「地域をよくする活動に参加したい」が45.8%となっています。一方、「地域的なかかわりを持ちたくない」は5.0%と低くなっています。

地域での人とのかかわりについての意向（複数回答） 総数 = 1,312

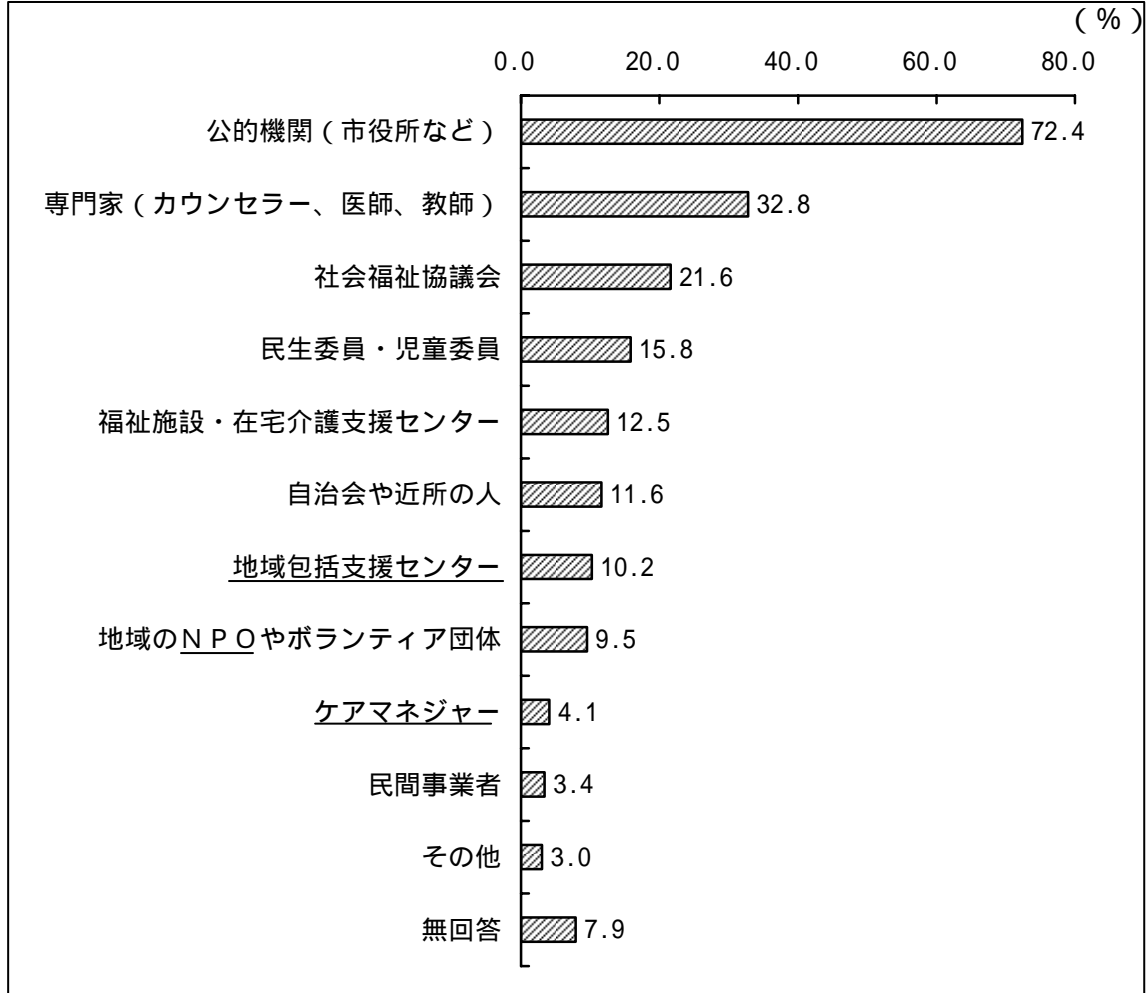


困りごとの解決の役割を担う機関等

困っていることや課題の解決のため、中心的な役割を担うことが期待されているのは、「公的機関(市役所など)」が最も高く72.4%、次いで「専門家(カウンセラー、医師、教師)」が32.8%、「社会福祉協議会」が21.6%となっています。

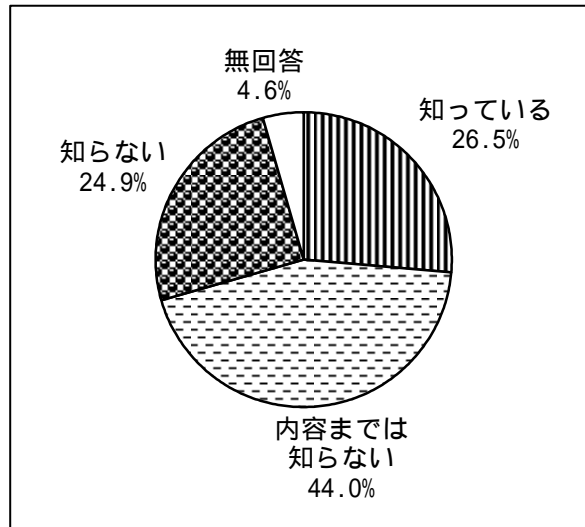
困りごとの解決の役割を担う機関等(複数回答)

総数 = 1,312



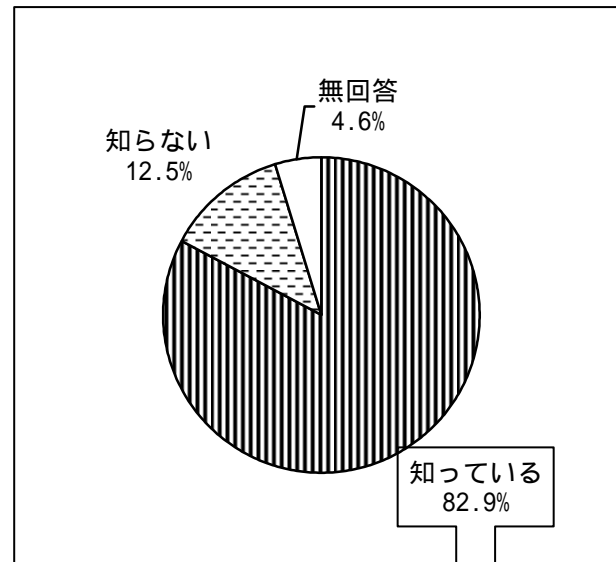
さくら市社会福祉協議会の周知状況
 社会福祉協議会の周知状況は、社会福祉協議会を「知っている」が26.5%、「内容までは知らない」が44.0%であり、これらを合わせ70.5%と7割が社会福祉協議会を知っています。

さくら市社会福祉協議会の周知状況 総数=1,312

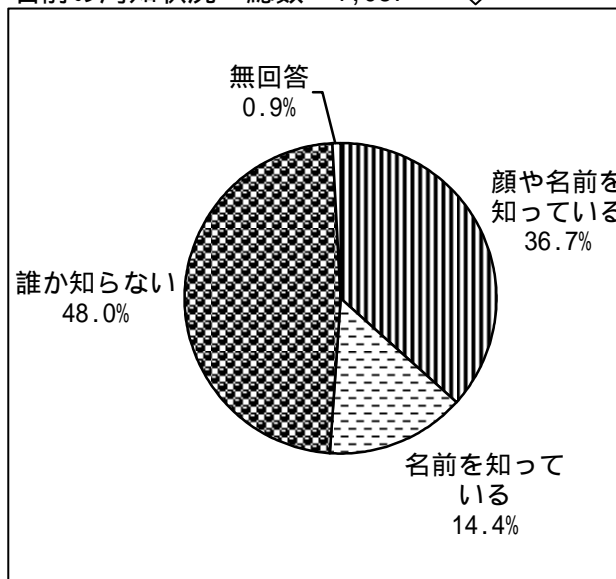


民生委員・児童委員の周知状況
 民生委員・児童委員という言葉の周知状況は、「知っている」が82.9% (1,087人)と8割台となっています。
 民生委員・児童委員という言葉を知っている1,087人のうち、民生委員・児童委員の「顔や名前を知っている」のは、36.7%と3割台となっています。

民生委員・児童委員の周知状況 総数 = 1,312



民生委員・児童委員の顔や名前の周知状況 総数 = 1,087

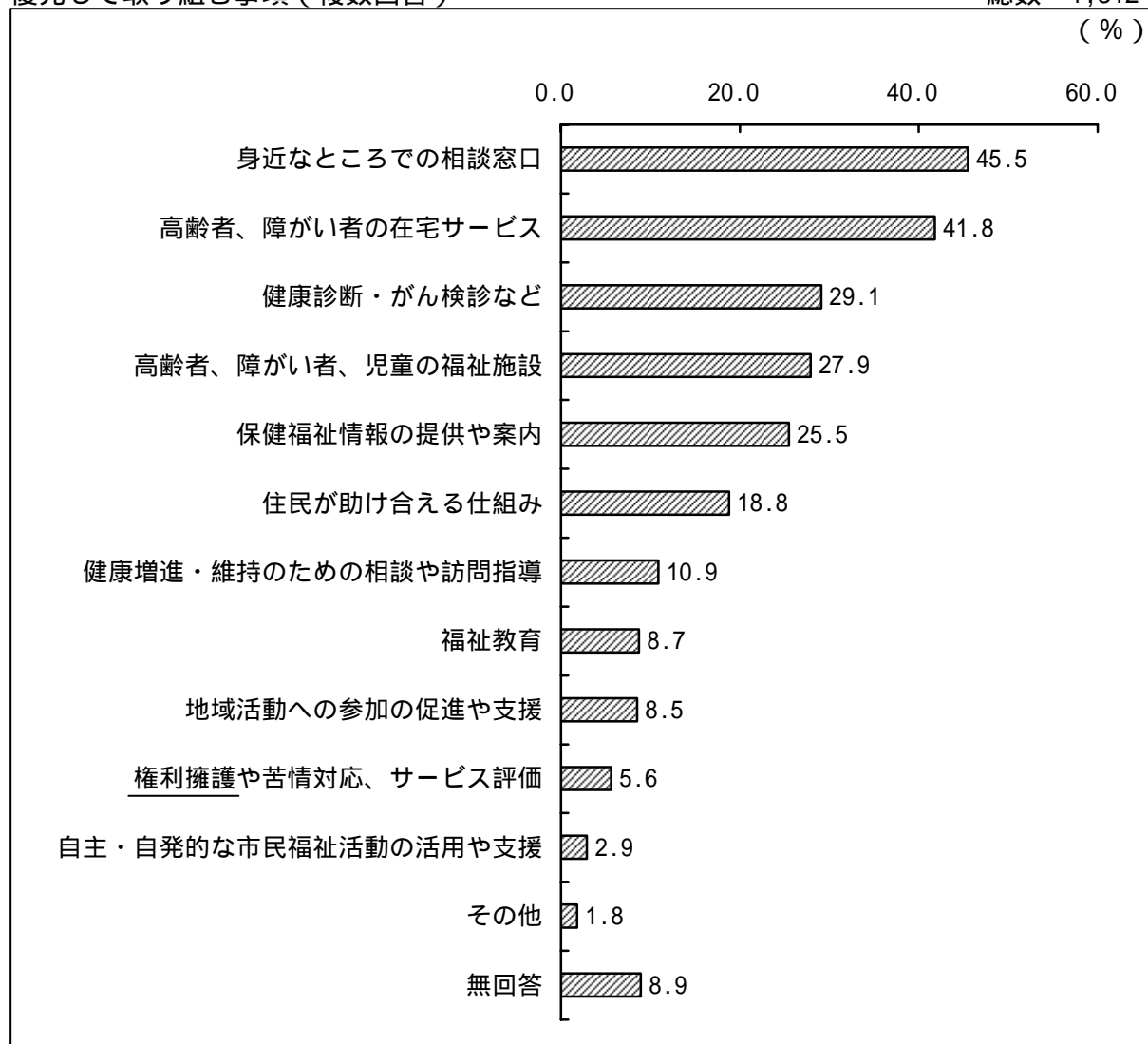


優先して取り組む事項

健康や福祉の充実に向けて優先して取り組むことが期待されているのは、「身近なところでの相談窓口」が最も高く45.5%、次いで「高齢者、障がい者の在宅サービス」が41.8%、「健康診断、がん検診など」が29.1%となっています。

優先して取り組む事項（複数回答）

総数 = 1,312



(2) 市民の地域福祉に関する意識の整理

近所と親しい付き合いがあるのは約3割ですが、自治会行事には6割台が参加しています。自治会行事に参加しない理由は、地域の活動の情報が周知されていないことがあげられていますが、地域での人とのかかわりについては、助け合いや付き合いを大切にしたいこと、地域をよくする活動に参加したいとの意向が高くなっています。

さくら市社会福祉協議会の周知は7割であり、民生委員・児童委員の周知は8割台と高くなっています。

また、困っていることや課題の解決には、市役所、専門家、さくら市社会福祉協議会が役割を担うことが期待されており、身近な相談窓口の設置や高齢者、障がい者の在宅サービスの充実が望まれています。

自由記入意見では、ひとり暮らし高齢者などへの見守り活動や災害時等緊急時の避難支援等の防災対策の強化、移動の支援の必要性などがあげられています。

このように、地域福祉の中心となるさくら市社会福祉協議会、民生委員・児童委員については認識されているものの、地域の福祉活動に関する情報提供が少なく、近所との付き合いの度合いも低くなっているのが現状です。

しかし、地域の人とのかかわりは大切にしたいとの意向があることから、地域住民相互の助け合いの意識を高めていくという方向性は共有されていると思われます。

自由記入意見の抜粋

区 分	意見概要
身近な福祉について	ひとり暮らしの人が孤立しないよう、地域で見守りをする必要がある。もっと昔みたいに自然に気軽に話し合えたり、頼み事ができたらいい。気軽に立ち寄れる交流の場があるといい。
相談、情報提供について	高齢・障がい・児童に関する相談窓口をもっと周知すれば、相談しやすくなる。 地域福祉では何をしているのかが市民にわかるように、活動をアピールしてほしい。
福祉サービスについて	県立南那須特別支援学校への送迎ボランティアがあると良い。
暮らしの安心について	ひとり暮らし高齢者などの災害時の避難支援が必要である。 市などで災害時等の対応の仕方の勉強会を企画してほしい。 買物や通院などでの移動支援が必要である。

3 福祉関係団体の活動状況

(1) さくら市社会福祉協議会

さくら市社会福祉協議会は、喜連川社会福祉センター内に本部、氏家福祉センター内に氏家支部を置き、次のような活動を行っています。

また、地域福祉ネットワーク会、地区社協により地域における福祉活動を展開しています。

さくら市社会福祉協議会の事業概要

区 分	内 容 (概 要)
企画広報	広報紙の発行 シンボルキャラクター（さくらっぴー）の活用 ホームページによる情報開示
地域福祉推進事業	地区社協の活動強化 地域福祉ネットワーク会活動の推進 福祉まつりの実施 福祉講演会の開催 いきいきふれあいサロン 在宅障がい者及び介護者招待事業 心配ごと相談事業
ボランティア振興事業	福祉教育・福祉体験活動の強化 手話講習会及び点字講習会の開催 ボランティア講座の開催・ボランティアの育成 登録ボランティア団体の交流会の開催 災害ボランティア養成講座
共同募金事業	赤い羽根共同募金運動 災害罹災者等見舞金の支給
受託事業	福祉団体事務局 （いきいきクラブ・身体障害者福祉会・知的障害児者育成会） 放課後児童健全育成事業 ファミリー・サポートセンター 事業 無料法律相談事業 介護予防生きがいデイサービス事業

地域福祉ネットワーク会による活動

高齢者との会食会	障がい者・高齢者サロン開設
子ども（小学生）の下校時の見守り	福祉・災害マップ作成
地域住民と子どもの交流	

「 」第3部資料編に用語説明記載有

(2) 福祉関係ボランティア団体

福祉活動を行うボランティア団体として、次のような団体が活動しています。

また、地域及び福祉施設において演芸を行うボランティア団体も活動しています。

ボランティア団体

団体名	活動内容	登録人数
たんぽぽ	点訳活動	10名
大野ボランティア	地域の高齢者への手作り弁当宅配・会食・交流	10名
喜楽会	いきいきふれあいサロン(喜連川地区)の開催支援	15名
とうもろこし	施設及び地域内援助活動	23名
よさこい桜	施設利用者との交流・イベント等への参加	25名
スマイルアッシーの会	行政区内のお年寄りの通院等の送迎支援	15名
傾聴ボランティア「桜」	傾聴ボランティア活動	17名
ハチドリ会の会	音訳図書(広報さくら)の作成	16名
民協OB会	会員相互の研修・自然に親しむ会・社会福祉協議会事業への協力	46名
手話講習会	手話講習会の運営、イベント時の通訳	10名
難聴の会	難聴者の交流支援	8名

福祉施設演芸ボランティア団体

団体名・個人名	演芸内容	登録人数
ジョイフル・リバー・アンサンブル	ハーモニカ演奏・出前コンサート	15名
岡本キヌエ(翔扉絹千代)	踊り・カラオケ	20名
浜田とき子	マジック	2名
大正琴 わすれなぐさ	大正琴・語りべ・ギター	15名
福祉劇団 玉手箱	民謡・日本舞踊・新舞踊・フラダンス・唄・マジック・琴・ハーモニカ 他	10名
鈴晃会	唄・尺八・三味線・大正琴	35名
遊侠 ちどり会	唄・カラオケ・踊り(女踊り、股旅踊り、民謡踊り)	7名
オカリナ同好会	オカリナ演奏	10名
コールきつれ川	青春ソング・叙情歌など	21名
喜連川民謡会	民謡	12名
クレッシェンド	音楽ボランティア(歌謡曲・ポップス他)	5名
喜連川フォークダンス愛好会	フォークダンス	20名
谷高由紀	ピアノ演奏	1名
美寿々民謡「きつれがわ」	昔話の語り	3名
たから船	日本舞踊、新舞踊、歌、マジック	5名

平成23年度に「地域福祉にかかわる調査」を実施し、福祉関係のボランティア団体から回答をいただきました。

ボランティア団体の活動を促進するために望まれている支援内容としては、次のようなことがあげられています。

平成23年度福祉関係ボランティア団体への「地域福祉にかかわる調査」の結果概要

項目	内容
活動上の困りごと	車いすの移動の際に、男性の協力者が不足している 行事等に参加するための移動手段を確保したい 会員の減少、高齢化、後継者が育たない 活動の場、機会が少ない 団体の活動内容の周知が進まない 聴覚障がい者の相互の交流が進まない
市やさくら市社会福祉協議会との連携が必要と思われる事項	新規ボランティアの募集 移動するための市のバスの利用や車いすの貸与 活動の資金面の支援 定期的な講習会の開催
今後必要と思われる活動	高齢者の生きがいづくり 災害時などひとり暮らしの方の安全の確保

4 地域福祉の推進に向けた課題

さくら市は、近年、宅地開発や企業の進出により転入者が増加したことに伴い、人口が増加している地域がある一方で、人口が減少し高齢化が進行している地域もあります。

さくら市地域福祉に関する意識調査では、さくら市社会福祉協議会、民生委員・児童委員については認知度があるものの、地域の福祉活動に関する情報の不足感があり、近所との付き合いの度合いが低下していることから、コミュニティの希薄化が懸念されます。

また、同じく意識調査では、ひとり暮らし高齢者への支援の必要性や大規模災害時の避難対応等への不安があげられており、地域住民が相互に助け合うことの必要性が共有されていることがわかりました。

地域における福祉活動は、さくら市社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワーク会、地区社協の活動により進められているほか、ボランティア団体による活動が行われており、活動の継続や拡大への支援が求められています。

これらのことから、人口動向や福祉活動の取り組み状況など地域の特性に応じた福祉活動を推進するため、地域の福祉ニーズの的確な把握を進めるとともに、より多くの市民の活動を促進し、地域福祉社会の形成を図る必要があります。

【さくら市の特徴】

地域の特性

- 人口の増加（転入者の増加）
- 高齢化の進行（人口減少地区）
- ひとり暮らし等高齢者への支援の必要性の高まり
- コミュニティの希薄化

地域福祉に関する市民意識

- 災害等緊急時の対応への不安
- 助け合い意識の必要性の共有

地域福祉活動の展開

- 地域福祉ネットワーク会による活動
- 地区社協による活動
- ボランティア団体等による活動

第2部 各論

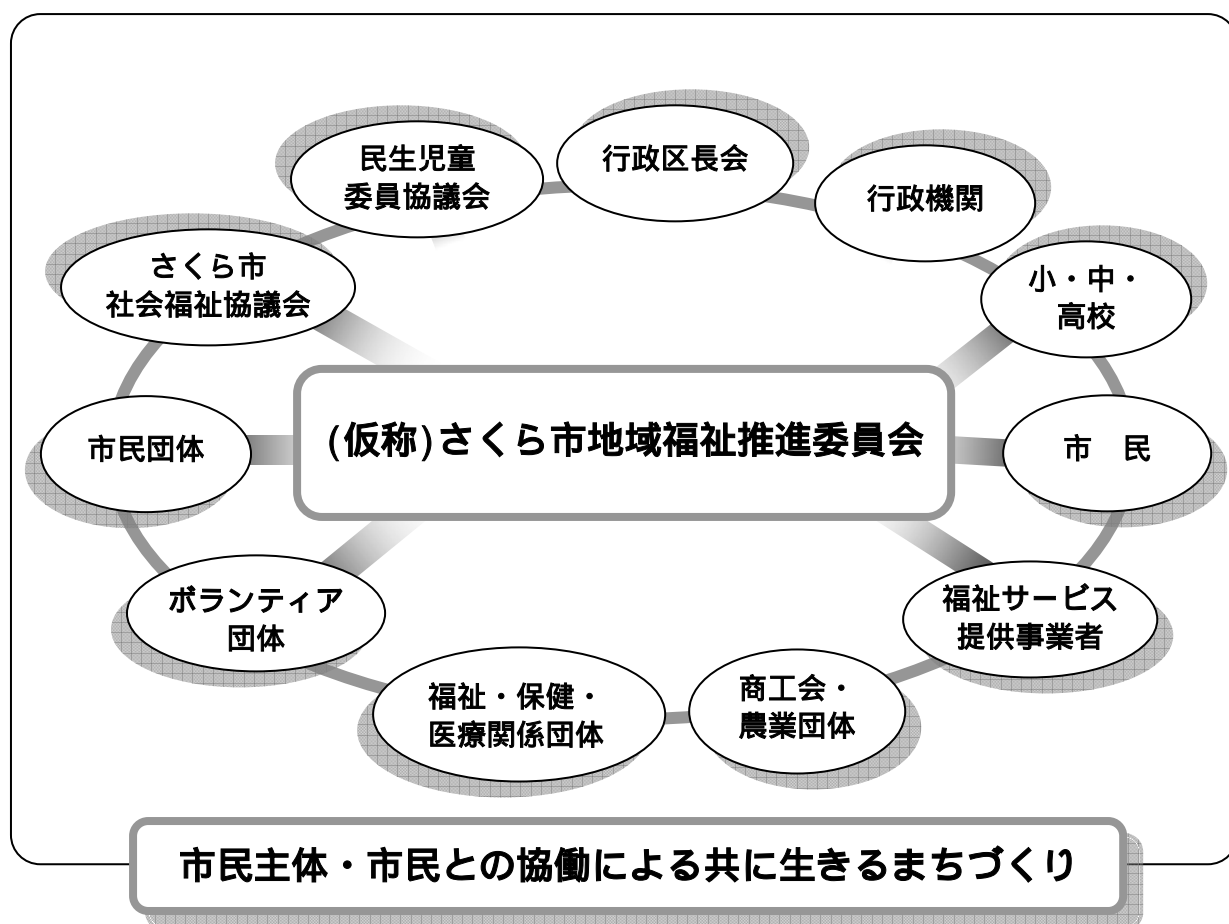
第1章 計画の内容

1 基本理念

まちづくりの基本となるさくら市第1次振興計画の「基本理念」「計画推進の基本姿勢」「政策の大綱」「政策のめざす姿」の考え方を踏まえ、さくら市地域福祉計画の基本理念を、

市民主体・市民との協働による共に生きるまちづくり

とし、地域住民が互いに支え合い、暮らしに温かさを感じられるまちをめざします。



市民主体・市民との協働のイメージ

市民の役割

市民は、一人ひとりが地域社会を構成しているということを自覚し、地域福祉の大切さについての意識を高め、福祉活動に参加することが大切です。

災害時の避難等においても、近隣住民がお互いに支援し合えることができるよう、日頃からあいさつをすることや地域行事に参加することなどにより、共に協働する関係を築いていくことが大切です。

地域団体（事業者）の役割

さくら市社会福祉協議会、民生児童委員協議会、行政区長会、ボランティア団体、サービス提供事業者、商工会・農業団体、市民団体は、市の福祉課題に対して自らの団体に取り組めることを積極的に行い、福祉のまちづくりに貢献していくようにします。

特に、さくら市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として活動しており、今後も活発な地域福祉活動の展開が期待されます。

行政の役割

市は、市民の福祉の向上を図るため、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。さくら市社会福祉協議会やボランティア団体による活動など、地域福祉に関する取り組み状況について市民に周知し、市民の地域福祉に対する意識啓発を進める必要があります。

また、市民や各団体との連携・協力関係の強化が図られるよう、調整していく役割が求められます。

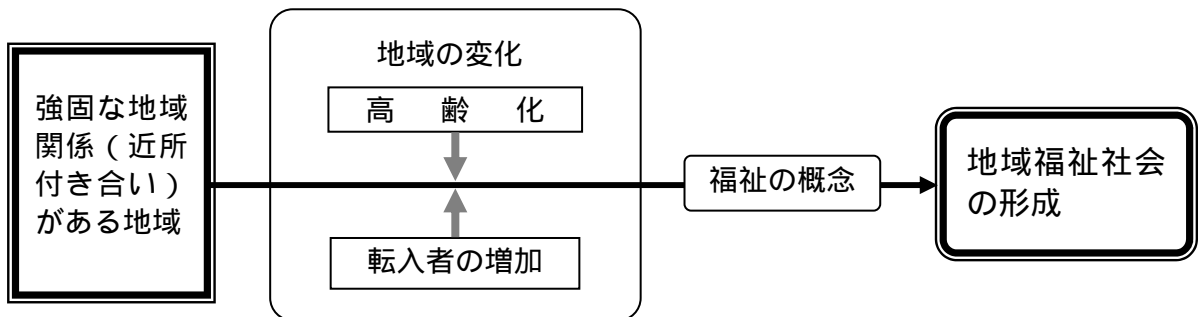
「(仮称) さくら市地域福祉推進委員会」の設置

市民主体・市民との協働による地域福祉活動を進めるため、さくら市社会福祉協議会、民生児童委員協議会、行政区長会、行政機関、ボランティア団体、福祉・保健・医療の関係団体、市民団体、小・中・高校、商工会・農業団体、サービス提供事業者、市民などによる「(仮称) さくら市地域福祉推進委員会」を設置し、さまざまな福祉ニーズに対応できる協働体制の検討や計画の進捗状況等の確認などを行います。

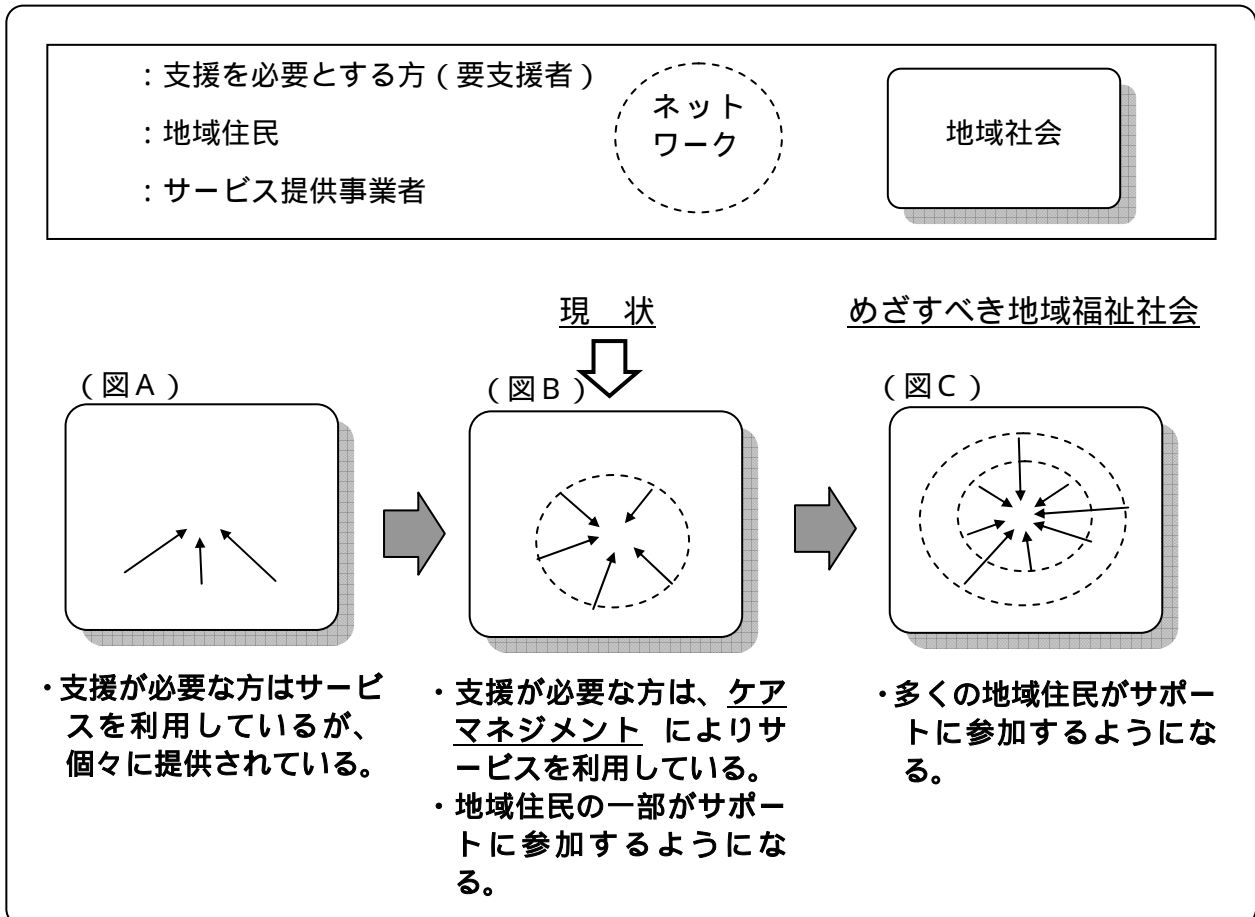
2 これからの地域福祉社会のあり方

地域によっては、近所付き合いの度合いが高い強固な地域関係で結ばれている地域がありますが、高齢化(人口減少地区)、転入者の増加などによる地域の変化により、地域の結びつきが弱くなっている地域もみられます。

今後は、福祉の考え方をもとに、地域住民相互のネットワークを拡大し、地域福祉社会の形成を図る必要があります。



地域福祉社会の形成のイメージ



3 地域福祉推進の基本目標

さくら市地域福祉計画の基本理念である「市民主体・市民との協働による共に生きるまちづくり」による地域福祉社会の形成を進めるため、今後の方向性として次の4つの基本目標の実現に向けて取り組みます。

【基本目標1】 市民がつくる福祉のまち

地域福祉の推進基盤となる市民の福祉意識の向上を図り、地域福祉の風土づくりを進めます。

【基本目標2】 気軽に相談できて支援を受けられるまち

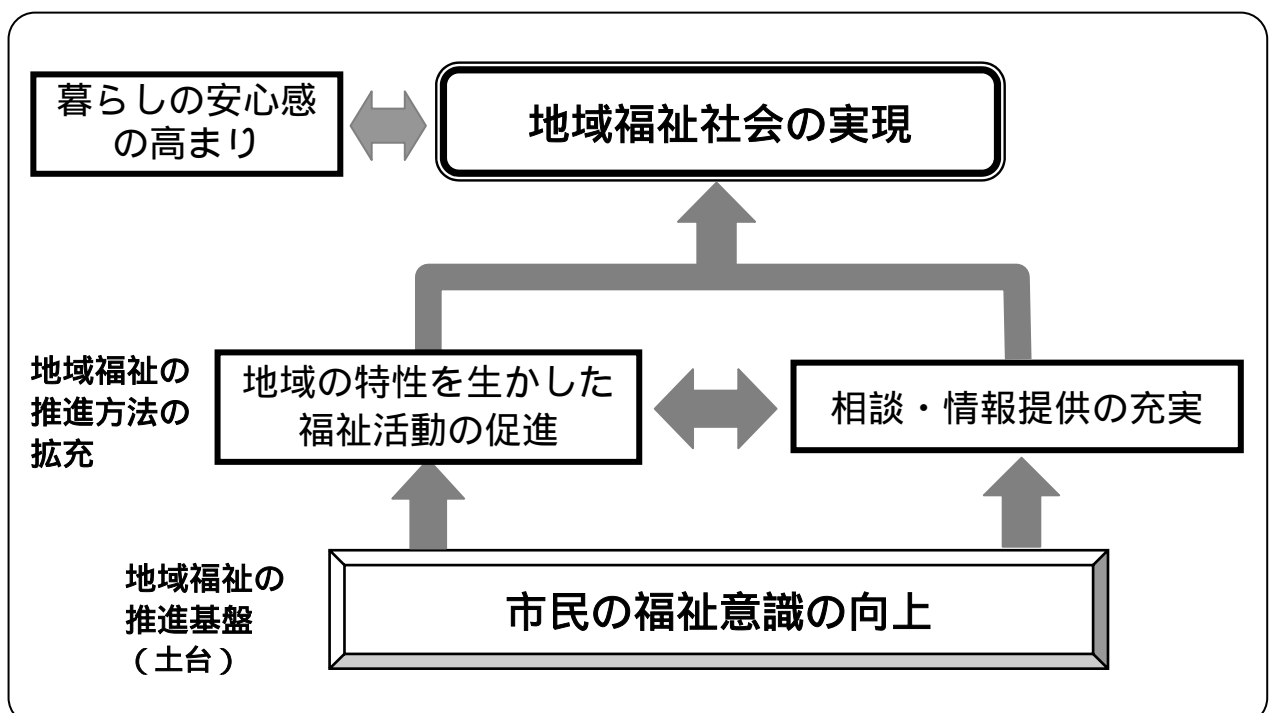
困りごとを気軽に相談でき、支援を得るために必要な情報を得られる環境を整備します。

【基本目標3】 地域で支え合うまち

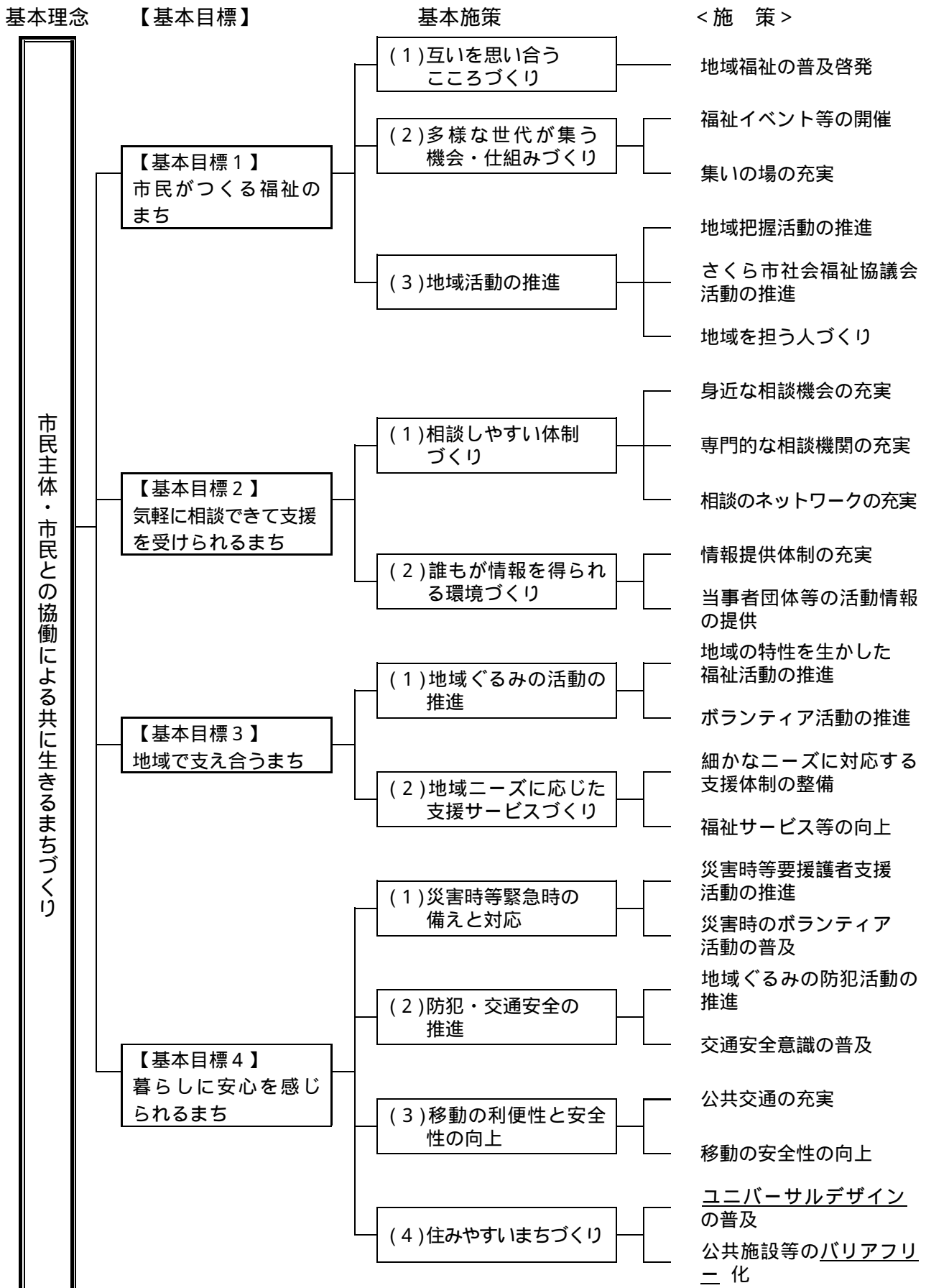
市民の福祉活動をはじめ、さくら市社会福祉協議会、民間団体、ボランティア団体等により地域で支え合えるまちにします。

【基本目標4】 暮らしに安心を感じられるまち

地域福祉意識の高揚により、地域における災害時等の緊急時の助け合いの意識や防犯意識などを醸成し、暮らしの中での安心感を高めます。



4 施策体系



5 基本目標の実現に向けた基本施策

【基本目標1】 市民がつくる福祉のまち

現状と課題

市民の地域福祉意識の高揚を図るため、市の広報紙やホームページ等により地域福祉に関する情報の提供を進めているほか、福祉にかかわる団体の集いと活動の普及の機会として、「さくら市福祉まつり」を開催しています。

民生児童委員協議会及び行政区長会では、訪問活動などにより地域の福祉ニーズの把握を行っており、適切なサービス利用への支援を行っています。

さくら市社会福祉協議会では、広報紙の発行、シンボルキャラクターの活用、会員の募集、福祉講演会の開催、共同募金活動などにより福祉意識の普及啓発のほか、高齢者等の集いの機会であるサロン事業などを実施しています。

さくら市地域福祉に関する意識調査では、身近な地域での集いの機会づくり、ひとり暮らし高齢者等への支援の必要性が指摘されているほか、近所付き合いが希薄になっていること、地域福祉に関する情報の不足があげられています。

今後も、市民の福祉意識の高揚を図るための活動や集いの機会・仕組づくり、さくら市社会福祉協議会、民生児童委員協議会、行政区長会等による地域における要支援者への活動を推進する必要があります。

基本施策

(1) 互いを思い合うこころづくり

地域福祉の普及啓発

市の広報紙やホームページ等を活用し、地域福祉に関する情報提供を進め、市民の地域福祉についての普及啓発を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

地域福祉に関する情報に関心をもち、家族や地域で話し合います。
日常生活の中で、地域福祉や福祉活動の大切さを考えます。

(2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり

福祉イベント等の開催

市民の福祉意識の高揚と福祉関係団体の活動の促進及び普及を図るため、「福祉まつり」等の福祉イベントの開催を促進します。

<市民の役割やこころがけ>

福祉まつりの意義や楽しさについてよく知り、他の人を誘って参加します。

集いの場の充実

身近な地域での集いの場をつくるため、地域の公民館等を活用した高齢者等のサロン事業などにより、子どもから高齢者が集える機会の確保を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

近所の方を誘い合って集いの場に参加します。

悩みや困りごとの解決方法など、お互いに情報交換をします。

地域で対応できる活動などについて相談します。

(3) 地域活動の推進

地域把握活動の推進

高齢者や障がい者、子育て世帯等において、支援を必要とする世帯の把握を進めるため、民生児童委員協議会活動、行政区長会活動等の活動を推進します。

また、隣近所の見守り活動を活発にします。

<市民の役割やこころがけ>

民生委員・児童委員、行政区長による地域把握の大切さを理解し協力します。

近所の方で支援を必要とされる方への見守り活動に協力し、困った時には民生委員・児童委員、行政区長に知らせます。

さくら市社会福祉協議会活動の推進

地域の福祉活動の中核を担うさくら市社会福祉協議会の活動を推進するため、各種事業の実施における連携・協力を進めます。

また、さくら市社会福祉協議会によるシンボルキャラクター「さくらッピー」を活用し、地域福祉活動の推進を図ります。

<市民の役割やところがけ>

社会福祉協議会の役割や場所、活動内容を理解します。

社会福祉協議会の会員になります。

社会福祉協議会の事業に参加し協力します。

地域を担う人づくり

地域での活動を担う人の福祉意識を高めるため、心のバリアフリーや人権を尊重する意識、男女共同参画について学ぶ機会の充実を図ります。

<市民の役割やところがけ>

一人ひとりが福祉の担い手ということを理解し、実践します。

福祉に関する講演会や講習会に参加します。

【基本目標 2】 気軽に相談できて支援を受けられるまち

現状と課題

相談活動については、市役所や公民館等において法律相談、心配ごと相談所（人権・心配ごと・行政）、消費生活相談、教育相談、児童家庭相談、婦人相談、虐待についての相談などを実施し、保健センターでは健康相談、妊婦相談、乳幼児相談などを行っています。

地域においては、民生委員・児童委員、さくら市社会福祉協議会のほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員による相談活動が行われています。

また、高齢者や介護者への支援として地域包括支援センター、障がい者等への支援として障がい者支援センター（相談支援センター）、子育て世帯への支援として子育て支援センターを設置しています。

さくら市地域福祉に関する意識調査では、身近な地域での相談活動、高齢者・障がい者（児）子育てに関する相談窓口の普及の必要性があげられています。

今後は、高齢者の増加に対応し、身近で相談しやすい体制を充実するとともに、福祉ニーズに応じた情報提供を進める必要があります。

基本施策

（１）相談しやすい体制づくり

身近な相談機会の充実

各種の相談活動を進めるとともに、地域における相談機会の充実を図ります。
また、さくら市社会福祉協議会による相談活動の情報提供を進めます。

<市民の役割やこころがけ>

日頃から、相談できる人や場所を考えておきます。

困りごとがある時は、気軽に民生委員・児童委員に相談します。

専門的な相談機関の充実

専門的な相談に対応するため、地域包括支援センター、障がい者支援センター（相談支援センター）、子育て支援センター、保健センター等の相談活動の充実を図ります。

また、障がい者等への相談支援体制の充実を図るため、地域自立支援協議会による活動を推進します。

<市民の役割やこころがけ>

専門的な相談ができる窓口について、知っておきます。

知り合いの人が困っている時には、窓口を紹介します。

難しい相談をしたい時は、上記の専門的な機関に相談します。

相談のネットワークの充実

児童、高齢者、障がい者への虐待などの相談への対応、自殺の防止や心の悩みの相談への対応を迅速に進めるため、各専門的な相談機関のネットワーク化を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

虐待が疑われる場合には、相談窓口に連絡します。

心のケアが必要と思われる方に、相談できる場所があることを伝えます。

(2) 誰もが情報を得られる環境づくり

情報提供体制の充実

福祉情報の提供を進めるため、市の広報紙やホームページを活用するとともに、地域における回覧板や掲示板の活用を図ります。

また、市役所に総合案内窓口を設け、来庁者に必要な情報提供の便宜を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

広報紙の地域福祉に関する情報について気を配ります。

回覧板や掲示板の内容について確認します。

当事者団体等の活動情報の提供

障がい者（児）や家族等の地域生活を支援するため、当事者団体等の活動状況の情報提供を進めます。

また、障がい者（児）や家族等の交流活動の支援に努めます。

<市民の役割やこころがけ>

地域で活動している障がい者団体などについて、理解を深めます。

身近にある障がい者施設等のイベントに参加します。

【基本目標3】 地域で支え合うまち

現況と課題

さくら市社会福祉協議会では、地域福祉ネットワーク会及び地区社協により各地域の福祉活動を進めているほか、ボランティア活動を促進するため講習会の開催やボランティア団体の活動支援を行っています。

さくら市地域福祉に関する意識調査では、障がい児保育や送迎についての支援の必要性があげられています。

ボランティア団体からは、新たな活動参加者の確保、講習会の開催、活動内容の普及と利用促進についての支援が求められています。

今後も、要支援者のニーズに対応したサービスネットワークを充実していくため、さくら市社会福祉協議会等による各地域における福祉活動やボランティア団体の活動を促進するとともに、地域のニーズに応じた福祉活動を進める必要があります。

基本施策

(1) 地域ぐるみの活動の推進

地域の特性を生かした福祉活動の推進

さくら市社会福祉協議会による地域福祉ネットワーク会及び地区社協により、地域単位による福祉活動を推進します。

<市民の役割やこころがけ>

地域福祉ネットワーク会の活動に参加します。

地区社協の活動に参加します。

ボランティア活動の推進

ボランティア活動への新たな参加者の確保、ボランティア団体の活動継続への支援などを進めるため、さくら市社会福祉協議会と連携しボランティア講座・講習会の開催、団体活動の情報提供などを進め、ボランティア活動を推進します。

<市民の役割やこころがけ>

興味や関心のあるボランティア講座、講習会に参加します。

ボランティアへの関心が芽生えたら、社会福祉協議会に問い合わせます。

ボランティア活動を盛んにする方法を思いついたら提案します。

ボランティア活動を実践します。

(2) 地域ニーズに応じた支援サービスづくり

細かなニーズに対応する支援体制の整備

細かなニーズに対応するため、「(仮称)さくら市地域福祉推進委員会」を設置し、市民との協働による支援方法や地域通貨 などによる福祉活動の実施体制の検討を進めます。

<市民の役割やところがけ>

「こんなサービスがあったらいいな」と思ったら提案します。

新しいサービスができたなら、積極的に利用したり支援したりします。

福祉サービス等の向上

福祉サービス利用者の要望に対応するため、サービス提供事業者間の連携を促進し、福祉サービス等の向上を図ります。

<市民の役割やところがけ>

地域でどんなサービスが提供されているか、いつも関心を持つようにします。

サービスの利用上の不便な点があったら、改善を提案します。

【基本目標4】 暮らしに安心を感じられるまち

現状と課題

災害時の避難対応として、避難所（避難施設・避難場所）を指定しており、この避難所に一定の配慮がされた部屋やエリア等を確保し、地区福祉避難所とすることになっています。さらに、身体介護や健康相談等の保健・福祉サービスを提供する拠点施設として、各社会福祉センター及び保健センターに拠点福祉避難所を整備することになっています。

民間の社会福祉施設（温泉施設含む）についても、災害時には民間福祉避難所として協力を要請することになっています。

また、「さくら市災害時要援護者対応マニュアル」により、災害時に支援を必要とする方について、避難支援（個別）プランを作成しています。

防犯対策については、地域住民や団体の協力により、登下校時の見回り活動が行われています。

交通安全対策を推進するため、交通安全運動や交通安全教室を開催しています。

移動の支援については、地域内の移動の利便性を確保するため、福祉バス、温泉バス、コミュニティバス、さくら市乗合タクシー（実証実験）の運行を行なっています。

さくら市地域福祉に関する意識調査では、災害時の避難所の場所などの情報が不足していること、防犯対策や交通安全対策、高齢者等に対応した移動支援の充実があげられています。

今後も、災害時等緊急時の対応、防犯・交通安全対策、移動支援対策の充実を図る必要があります。

基本施策

（1）災害時等緊急時の備えと対応

災害時等要援護者支援活動の推進

災害時における要援護者への支援を迅速に行なうため、日頃からの要援護者の把握に努めます。

また、要援護者についての関係機関における情報の共有や情報の更新を行うとともに、日常的な見守り活動や助け合い活動、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりなどを進め、要援護者への支援体制の強化を図ります。

さらに、さくら市災害時要援護者対応マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

地域ぐるみで、避難の際に支援が必要な方への対応について話し合います。
日頃からのあいさつや地域行事に参加し、近所付き合いを深めます。

災害時のボランティア活動の普及

さくら市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

災害ボランティアとして活動するために必要な講習に参加します。
災害時には、積極的に災害ボランティアとして活動します。

(2) 防犯・交通安全の推進

地域ぐるみの防犯活動の推進

登下校時の安全確保を図るため、地域住民や団体との連携による防犯活動を推進します。

また、振り込め詐欺などの犯罪による被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し啓発活動を進めます。

<市民の役割やこころがけ>

地域の子もたちの登下校の時間に合わせ、買物やウォーキングなどの外出をします。
家庭や地域、学校で機会があるたびに、防犯について話し合います。

交通安全意識の普及

交通事故等を未然に防止するため、交通安全運動や交通安全教室等の開催により、自動車や自転車、歩行者の交通ルール及び交通マナーの向上を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

交通安全教室などに参加し、交通ルール及び交通マナーの理解を深めます。
家庭や地域、学校で機会があるたびに、交通安全について話し合います。

(3) 移動の利便性と安全性の向上

公共交通の充実

高齢者や障がい者などの交通弱者の移動を支援するため、公共交通システムの見直しや再構築を進めます。

<市民の役割やこころがけ>

移動で困っている方に、バスや乗合タクシーなどの情報を伝えます。
バスや乗合タクシーを積極的に利用します。

移動の安全性の向上

移動に支援が必要な方の安全性を高めるため、福祉有償運送 や障がい福祉サービスの同行援護 など、移動支援に関するサービスの充実を図るとともに情報提供を進めます。

<市民の役割やこころがけ>

移動することに支援が必要な方に、移動の安全を確保するサービスについての情報を伝えます。

(4) 住みやすいまちづくり

ユニバーサルデザインの普及

設計の段階からより多様な人々ができるだけ支障なく使えるようにデザインするというユニバーサルデザインの考え方について、市民及び事業者への普及を図ります。

<市民の役割やこころがけ>

仕事の中で、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れられるよう、配慮します。

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものの使いやすさを試してみます。

公共施設等のバリアフリー化

既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、新たな施設整備においてはユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

<市民の役割やこころがけ>

バリアフリーが必要と思われる施設等について、改善を提案します。

第2章 計画の実現に向けて

1 地域福祉意識の普及啓発

地域における福祉活動を推進するためには、その基盤となる市民の福祉意識の高揚を図るとともに、さまざまな地域福祉活動を普及していく必要があるため、あらゆる機会を通じて地域福祉に関する情報提供を行い、啓発活動を進めます。

2 協働による計画の推進

厳しい行財政運営の中で多様化する住民ニーズに対応していくためには、市民が主体となり行政との協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

さくら市地域福祉計画においても、より必要性が高く効果的な施策を実現するため、市民、団体、行政がそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本とし、計画の推進を図ります。

3 計画の進行管理

さくら市地域福祉計画の着実な推進のため、「(仮称)さくら市地域福祉推進委員会」により、計画の進捗状況の確認を行います。

第3部 資料編

1 さくら市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年9月10日
告示第98号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、さくら市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 一般公募
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、具体的な実務の検討を行うためさくら市地域福祉計画策定委員会作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部市民福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

制定文 抄

平成22年10月1日から適用する。

別紙1 さくら市地域福祉計画策定委員会委員名簿

番号	区分	氏名	所属	備考(分野)
1	学識経験者	福田 克之	市議会代表 (文教厚生常任委員会委員長)	地域
2	関係機関	石井 三雄	市社会福祉協議会会長	社会福祉 【副委員長】
3	関係機関	山口 政志	市民生委員児童委員協議会連合会会長 (連合会会長兼第1地区会長)	社会福祉 【委員長】
4	関係機関	田中 耕一	市民生委員児童委員協議会代表 (連合会副会長兼喜連川地区会長)	社会福祉
5	関係機関	黒崎 保	市行政区長会代表	地域
6	関係機関	小川 勝男	市行政区長会代表	地域
7	関係機関	君嶋 澄枝	市保育園代表 (市ふれあい保育園園長)	児童福祉
8	関係機関	井上 富美子	包括支援センターにこん代表	高齢者福祉
9	関係機関	木村 春雄	市社会教育委員長兼公民館運営審議会 委員長	社会教育
10	関係団体	佐藤 和子	市福祉ボランティア団体代表 (ハチドリの会)	ボランティア
11	関係団体	金子 豊一	市身体障害者福祉会会長	障害者福祉
12	関係団体	螺 良忠夫	市知的障害児者育成会代表	障害者福祉
13	関係団体	花塚 發	市いきいきクラブ連合会代表	高齢者福祉
14	関係団体	新井 重陽	桜ふれあいの郷施設長	事業者
15	一般公募	中村 隆夫	公募委員	一般市民
16	行政関係者	吉成 朋子	県北健康福祉センター代表 (地域保健部長補佐兼健康支援課長)	保健
17	行政関係者	小倉 孝夫	市民福祉部長	福祉部局
18	行政関係者	加藤 誠一	市企画政策課長	政策関連
19	行政関係者	秋元 康	市健康増進課長	保健

別紙2 さくら市地域福祉計画策定委員会作業部会委員名簿

番号	分野	氏名	所属	備考(区分)
1	保健	高根幸江	市健康増進課 健康増進係	行政関係者
2	社会福祉協議会	鈴木稔夫	市社会福祉協議会事務局長	関係団体
3	民生児童委員 (高齢者福祉)	黒崎英夫	市民生児童委員協議会 高齢者福祉部会長	関係機関
4	民生児童委員 (児童福祉)	稲本敦子	市民生児童委員協議会 主任児童委員代表	関係機関
5	高齢者福祉	北岡伸一	包括支援センターエリム代表	関係機関
6	高齢者福祉 (行政関係者)	横塚一徳	市保険高齢対策課 高齢年金係	行政関係者
7	障害者福祉	熊田誠	市障害者相談支援事業所代表	関係機関
8	障害者福祉	池谷友夫	障害者自立支援センター桜花代表	関係機関
9	児童福祉 (事業者)	鈴木久美子	上松山児童センター長	関係機関
10	児童福祉 (行政関係者)	野中剛	市児童課 子育て支援係	行政関係者
11	地域福祉	岸川英男	自治公民館連絡協議会代表	関係機関
12	ボランティア	磯憲明	地域福祉ネットワーク会代表	関係機関
13	ボランティア	小口政美	熟田地域プロジェクトSS代表	関係機関
14	ボランティア	佐藤美津子	喜楽会代表	関係団体
15	事業者	豊岡康保	清風園代表	関係機関
16	生涯学習	佐藤康夫	市生涯学習課 生涯学習係	行政関係者
17	政策関連	村松貞往	市企画政策課 政策係	行政関係者
18	防災	関和久	総務課 危機管理係	行政関係者
19	行政関係者	櫻井達夫	市民福祉課課長	行政関係者 【部会長】
20	行政関係者	大野定朗	市民福祉課課長補佐	行政関係者 【副部会長】

備考 市職は、係に配属された主査以上の職員とする。

2 さくら市地域福祉計画策定経過

日 時	内 容
平成22年12月20日から 平成23年1月20日まで	さくら市地域福祉に関する意識調査の実施
平成23年9月27日	第1回さくら市地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画策定について 地域福祉に関する意識調査結果について その他
平成23年10月5日	第1回さくら市地域福祉計画策定委員会作業部会 地域福祉計画策定について 地域福祉に関する意識調査結果について その他
平成23年10月24日	第2回さくら市地域福祉計画策定委員会作業部会 さくら市地域福祉計画骨子(案)の検討 その他
平成23年10月31日	第2回さくら市地域福祉計画策定委員会 さくら市地域福祉計画骨子(案)の検討 その他
平成23年11月22日	第3回さくら市地域福祉計画策定委員会作業部会 さくら市地域福祉計画(素案)の検討 その他
平成23年11月30日	第3回さくら市地域福祉計画策定委員会 さくら市地域福祉計画(素案)の検討 その他
平成23年12月12日	第4回さくら市地域福祉計画策定委員会作業部会 さくら市地域福祉計画(案)の検討 その他
平成23年12月19日	第4回さくら市地域福祉計画策定委員会 さくら市地域福祉計画(案)の検討 その他
平成24年1月6日	第5回さくら市地域福祉計画策定委員会作業部会 さくら市地域福祉計画(案)の検討 その他
平成24年1月16日	第5回さくら市地域福祉計画策定委員会 さくら市地域福祉計画(案)の検討 その他
平成24年2月1日から 平成24年2月20日まで	パブリックコメントの実施(20日間)

3 用語説明

用語		説明
あ 行	NPO(エヌピー オー)	Non Profit Organization(利潤を分配しない組織)の頭文字 をとったもので、民間非営利団体。
か 行	カウンセラー	学校、職場、医療施設、社会福祉施設などで、悩みや問題を 抱える人に面接し相談相手になる人。助言者。相談員。
	協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞ れ適切に役割を分担し協力し合うこと。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	介護保険サービスを利用するための介護サービス計画(ケア プラン)の作成等を行う職種。
	ケアマネジメン ト	複合的な生活上の課題を持つ利用者が、安全で安定した自分ら しい日常生活を自宅で長期的に維持できるよう、利用者一人ひ とりのためのケア態勢をマネジメントする地域ケアの技術。
	傾聴ボランティ ア	相手の話を心をこめてじっくりと聴くボランティア。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者や 認知症高齢者などが、安心して日常生活が送れるよう、その権 利の擁護や権利行使に関する専門的な相談、援助を行うこと。
	子育て支援セン ター	子育て家庭を支援するため、子育て相談、子育て情報の提供、 親子の交流の場の提供等を行う。
	コミュニティ	自治、習慣、生産など深い結びつきをもつ共同体。地域社 会。
さ 行	サロン事業	身近な地域において、気軽に集まる場・機会をつくり交流す る事業。
	災害ボランティ ア	地震や水害、火山噴火などの災害発生時及び発生後に、被災 地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。
	災害時要援護者 対応マニュアル	風水害や地震等の自然災害が発生した場合に、要援護者の生 命や身体を災害から保護することを目的に作成したもの。
	社会福祉法	社会福祉事業法(平成26年制定)を平成12年に改正した法律。社 会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定 め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福 祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福 祉を目的とする事業の健全な発達を図ることを目的とする。

用語		説明
	障がい者支援センター（相談支援センター）	障がいのある方やその家族の各種の相談・必要な情報の提供及び助言を行い、市や福祉サービスの提供事業者、医療機関等との連絡調整を行う。
	小児慢性特定疾患	小児慢性疾患のうち、小児がんなどその治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となる11疾患郡、514疾患が対象となっている。18歳未満（一部20歳まで）の児童において、対象疾患の治療に係る医療費の医療保険の自己負担分を公費で助成する制度がある。
	自立支援医療	これまでの育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度を統合し、1割の自己負担を求める制度として平成18年4月から実施。
	ソーシャル・インクルージョン	人々が健康的で文化的な生活が営めるよう、自立生活上なんらかの支援を必要としている人々を社会の構成員として包み込んでいくという考え方であり、それぞれの個性が十分に尊重されるような多様な価値観を許容することのできる社会であるということを前提に、誰も差別されたり排除されたりしない相互共生的な社会が構築されることが重要であるという考え方。
た 行	男女共同参画	男女が対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ共に責任を担うこと。
	地域自立支援協議会	地域における障がい福祉ネットワークの中心となるもので、委託相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善、関係機関との連携強化、障がい者への虐待の防止への取り組みなどを行う。
	地域通貨	ボランティア活動などをした人に対して、ボランティアを受けた人が感謝の意を込めて支払う通常の通貨に代わるもの。特定の地域や共同体においてのみ流通する通貨。
	地域福祉ネットワーク会	旧氏家町で地域の高齢者を見守るために組織された福祉ネットワーク会があり、連絡調整を図っている。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置。主な機能は介護予防ケアマネジメント、総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務である。

用語		説明
	地区社協	旧喜連川町で各行政区を地区社協と捉え、福祉活動を進めている。
	同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービス。
	特定疾患	いわゆる難病の中でも積極的に研究を推進する必要がある疾患について厚生労働省が指定し調査研究を行っており、都道府県を主体に特に治療が困難かつ医療費も高額である疾患について、公費負担制度を行っている。
な 行	難病	原因不明で、治療方法がまだ確立していない病気の総称。
	乗合タクシー	利用者の予約に応じて自宅（または指定された場所）から目的地まで送迎するもで、複数の利用者の乗合となる。なお、喜連川地区において実証実験運行を行っている。
は 行	福祉有償運送	NPOなどの非営利法人が、介護を必要とする高齢者や障がいのある方など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う運送サービスのこと。
	パブリックコメント	公的な機関が規則等の制定に先だち意見、情報、改善案など（コメント）を求める手続き。市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、よりよい行政をめざすもの。
	バリアフリー	自らの意思に基づく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、地域の中や施設、住宅、人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにする事。
	ファミリー・サポートセンター	子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）と、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）そして利用会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な人（両方会員）とで会を組織し、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動のこと。
や 行	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いにかかわらず、より多様な人々ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物、環境、空間、まちづくりなどを最初からデザインするという考え方。

さくら市地域福祉計画

発行 / さくら市

発行日 / 平成 24 年 3 月

編集 / さくら市市民福祉部市民福祉課

〒329 - 1392 栃木県さくら市氏家 2 7 7 1 番地

電 話 0 2 8 - 6 8 1 - 1 1 1 5

F A X 0 2 8 - 6 8 2 - 1 3 0 5

(裏白)